

令和7年9月4日（木曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第3日目）

令和7年第3回松島町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	中島一都君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	安土哲君
企画調整課長	千葉忠弘君
町民福祉課長	相澤光治君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	岩渕茂樹君
会計管理者	佐藤進君
会計課長	大宮司綾君
水道事業所長	赤間春夫君
危機管理監	田瀬高広君
建設課参事	梁川秀幸君
総務課総務管理班長	岸淳一君
教育長	内海俊行君

教育次長兼課長	蜂谷文也君
選挙管理委員会事務局長	石川祐吾君
監査委員	丹野和男君

事務局職員出席者

事務局長	千葉浩司	主査	高橋洵子
主事	庄司広紀		

議事日程（第3号）

令和7年9月4日（木曜日） 午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〳 第 2 議員提案第3号 松島町議会傍聴規則の一部改正について
 - 〳 第 3 議案第43号 松島町立学校施設の開放に関する条例の制定について
 - 〳 第 4 議案第44号 松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
 - 〳 第 5 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
 - 〳 第 6 議案第46号 松島町町税条例の一部改正について
 - 〳 第 7 議案第47号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について
 - 〳 第 8 議案第48号 松島町観光施設条例の一部改正について
 - 〳 第 9 議案第49号 松島町水道事業給水条例及び松島町下水道条例の一部改正について
 - 〳 第10 議案第50号 令和7年度松島町一般会計補正予算（第3号）
 - 〳 第11 議案第51号 令和7年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 〳 第12 議案第52号 令和7年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 〳 第13 議案第53号 令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 〳 第14 議案第54号 令和7年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）
 - 〳 第15 議案第55号 令和7年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）
 - 〳 第16 議案第56号 令和6年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 〳 第17 議案第57号 令和6年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

て

- 〳 第18 議案第58号 令和6年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〳 第19 議案第59号 令和6年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〳 第20 議案第60号 令和6年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〳 第21 議案第61号 令和6年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〳 第22 議案第62号 令和6年度松島町水道事業会計決算認定について
 - 〳 第23 議案第63号 令和6年度松島町下水道事業会計決算認定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回松島町議会定例会を再開します。

傍聴の申出がございますので、お知らせします。 [REDACTED] でございます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番米川修司議員、3番櫻井 靖議員を指名します。

日程第2 議員提案第3号 松島町議会傍聴規則の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第2、議員提案第3号松島町議会傍聴規則の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議員提案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議員提案第3号松島町議会傍聴規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第43号 松島町立学校施設の開放に関する条例の制定について

○議長（色川晴夫君） 日程第3、議案第43号松島町立学校施設の開放に関する条例の制定につ

いてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。3番櫻井靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今まで学校の体育館等を使っている団体の中で、これから全額減免、そして半額減免、そして減免にならない団体がどのくらいあるのか、それぞれ団体の比率であるとか、ちょっとそこら辺を教えてくださいたいんですが。お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長兼課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 令和7年度では17団体が登録しておりまして、そのうち12団体が10割の減免となります。5団体が5割の減免ということで、減免にならない団体は7年度の登録ではないというような状況になっております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） それでは、ほとんどの団体が、多少なりとも減免というふうな形になるというふうなことで理解いたします。

それで、ほかの施設などでは、照明に関しては減免対象になっていないんですけれども、こちらのほうはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） こちらの条例に関しても、照明代については減免の対象外とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） それから、フロアを使う場合なんですけれども、特に全面使わない場合というのが、多分各団体であると思うんです。そのときも全部の料金を取るのか、それとも半額というふうになるのか、そこら辺はどういうふうに考えているのかお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 現在使用している団体は、全面貸出しがほとんどになっておりますので、利用貸出形態といたしましても、全面貸出しという設定にしております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 今後そういうふうな部分の団体が現れた場合でも、全部借りるというふうな形で、1団体しかその会場は貸せないというふうな考え方でいいのか、そこら辺をお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 基本的には、フロアについては、1つの団体が利用していただくことで、何かあった場合の責任を明確にするということもございますので、そのような形態で貸し出したい、ただ、中学校については、柔道場がありますので、その場合は別々に貸し出すことは可能となっております。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。

次に、質疑。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。

私のほうからは、今若干出ましたけれども、第3条の2項、管理責任関係についてお尋ねしたいと思います。

まず、小学校、中学校、この後のほうに資料として添付していただいていますけれども、管理すべき施設があるわけですが、あくまで管理責任上の問題として、使用者あるいは利用者といいますか、そういった方々に全責任を持ってもらうと、貸出しの時間帯あるいは貸出しの曜日等を含めて、自然現象等を含まないで、あくまでそういった対応をするという考え方なんでしょうか。まずは一旦。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 施設運用している中で、機材等使う場合については、やはり使用団体のほうで安全管理を徹底していただくということにはなりますが、施設の設置者として、日頃の安全管理、そちらについては、もちろん設置者のほうが負うことになるかと思っておりますので、その辺は学校とも日頃の点検を徹底して行って、事故の防止につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） そうしますと、今言われたとおり、設置者、松島町ということになるのか、もし施設等に毀損とかいろいろ起こしてしまったという場合には、町のほうに、教育委員会を通じるなりして、町のほうに申出、あるいは学校長から教育委員会、そして町のほうにという形で、保険適用対象で整理をするという流れになりますか。その辺の確認をさせてください。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 貸し出す際に、教育委員会のほうでも、例えばスポーツ保険であったりとか、そういったものの加入というのを推奨してまいりまして、実際に本年度も学校の機材壊したという団体があったんですけれども、その場合は、その保険のほうで直し

ていただいたということもありましたので、そういったようなことで徹底していきたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） これで終わりにしますが、いわゆる体育館等を利用するに当たって、体育館まで車等で乗りつけて、駐車場等を利用させると。駐車場においても、そういった、もし事件、事故等の発生の場合についても、扱いはその中で、利用者側の責任で負っていただくという考え方、あるいはそれに同行してくるお子さん方とか、そういったことにおける事故等についての扱いについても同様で、設置者等の責任は一切負わないという理解でよろしいですか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 駐車場等のトラブルにつきましても、やはり貸出しの中で発生した事故等については、使用者のほうで責任を取ってもらうということで、その辺については、登録する際にでも、徹底に、設定して周知を図っていきたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。中島一都議員。

○5番（中島一都君） 私のほうからも、ちょっと減免の部分で少し確認させていただきたいんですけども。小学生から高校生までが10割の減免、それから、大人中心のが5割の減免ということでしたが、これは町内・町外問わず、利用されている方、今現状多いと思うんですけども、それは関係なく、この減免の割合になるということですか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 基本的には町内の住民の方が、または在勤の方が、10名以上の登録ということで、登録団体のほうの条件をつけさせていただきたいと思っていて、なおかつ過半数以上が、団体登録しても過半数以上の方が住民という形で運用を図ってまいりたいと思っておりました。

というのが、やっぱり今回いろいろ施設利用実態を確認させていただくと、行ってみると、実際町外の方がほとんど使っていたというような事例も見られたり、そういったものを登録団体の方から相談されたりということもありましたので、やはり学校施設ということで、町民の方優先に、なおかつ子供たちを優先に考えていきたいということもありましたので、そのような運用を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。

それで、今、先ほど17団体があって、12団体が10割で、5団体が5割軽減。今後、基本、今体育館借りる場合って、スポ少に登録していたりとか、それから、松島町体育協会に登録されている団体が基本で使われているんですけども、この10割負担になる団体というのは、今後どのような団体が見込まれるか教えていただけますか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 基本的に我々が想定している部分については、全く趣味の団体で、例えば、スポーツ協会等には加盟しないで、趣味の中でダンスやりたいとか、そういった部分について、フットサルとかも話あったんですけども、やはりこういうスポーツ振興というよりも、もう、何ていうんでしょうか、自分の趣味でだけやって、何かほかに協会的なスポーツ振興は、町内のスポーツ振興とかは全く関係ないんですというような場合については、やはり10割負担となっていくような形を想定しておりました。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。

そうすると、もう今後は町民の皆さんに、人数が集まれば広く貸出ししていくというような感じでよろしいですかね。

あともう1つなんですけれども、料金の徴収方法ってどのようにお考えですかね。ただ、今は利用申請で、大体各団体1か月前に申請して、じゃあこの日使いますというのを全部1か月前、2週間前ぐらいですかね、申請していると思うんですけども。利用するときには、直接、今警備室のほうに、例えば、体育館であれば、警備室の鍵取りに行って、帰りは返してというような流れですけども。この料金、例えば、予定していたけれども使わなかった団体がいたと、その日使わなかった。それでも1か月分、申請出した分を料金を頂くようにするのか、それとも、実際使ったときにするのか。それから、その都度お支払いいただくようにするのか、それか1か月まとめてするのか、その辺はどのようにお考えかお願いします。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 基本的には申請ベースで、申請があったものに対して、町としては歳入のほうの調定を起こしますので、その際に納付書を渡していただいて、それに基づいて事前にお金は支払っていただくということで。なので、当日人が集まらなかったから使いませんでしたとか、そういったことはあまりないように、よく検討していただいて、申請のほうは行っていただくような形で、ご理解のほうをいただきたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。2番米川修司議員。

○2番（米川修司君） 2番米川です。私から3点ほどお尋ねします。

まず細かいところから、別表の備考に3行記載がありますけれども、使用時間についてなんです、この使用時間のカウントというのは自己申告なのか、それともタイムカードとかそういうのを設置するのか、この使用時間をどのように管理されるのかお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） あくまでも申請の段階で時間のほうも記載していただきますので、それをベースに、うちのほうでは管理していくというような形になります。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。今の答弁を聞く限り、性善説に基づいて管理されるということに理解しました。

2点目ですが、そもそも論といいますか、この条例の制定のタイミングなんですけれども、第7条から9条を除きまして、これは無料開放が開始した当初に本来制定されるべきではないかなという素朴な疑問があります。これは、ほかにも無料開放があれば、そういう設備・施設にも条例が制定されてしかるべきだと思っているんですけれども、まずもってこのタイミングで制定することに至った経緯といいますか、無料開放、当初から条例を制定されていないという、何か理由があればお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） やはりスポーツ基本法だったり社会教育法のほうで、学校に支障のない範囲で、その辺は使用を町民のほうに開放するというところになっていて、広くそういったものが、各自治体のほうで規則なり条例なりということで運用はしていたんですけれども、実際こういうような状況になると、受益者負担という公平性の考えから、各自治体でもやはり条例のほうを制定するようになってきて、使用管理の明確化も含めて、その辺で管理徹底を明確化にするというような流れがあったのかと思います。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。やっぱり本来は、7章から9条までを除いては、無料か有料かを問わず規定を、条例という形ではなくても規定を定めて、公的なものを文章化して町民に明示してほしいというところがあるんですけれども、どうなのでしょう、そのあたりは。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） これまでも教育委員会の規則のほうで運用を図っていき、また、要綱等もつくりまして、その要綱に基づきまして、無料開放に当たる使用の運用を図っていたところなんですけれども、今回料金を徴収するというに至ったこととなりますので、それは、料金徴収をする場合は、地方自治法のほうで、条例で制定するということが原則となっておりますことから、今回条例の制定ということに至ったこととなります。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。地方自治法確認したんですけれども、そういった背景で、そういう経緯で今回条例の制定に至ったということで、分かりました。

最後なんですけれども、この議案の提案理由だけを見ますと、維持管理費が増加しているという理由で使用料を有料化しますよということなんですけれども、私としては、維持管理費が増加したから有料化するというロジックが、納得がいかないんですね。というのも、これまで無料開放を続けてきた町の意図であったり経緯があると思っております。しかも単なる値上げではないですからね。もともと有料だったものを電気料金の値上げなどにより値上げするというのは理解できるんですけれども、やはり無料か有料かというのは大変大きな違いだと思っております。受益者負担の公平性というのは分かるんですけれども。それと、だから、このタイミングで無料から有料化へ切り替えるという、そういうやり方が、もし私がこの体育館をこれから利用するとなったら、もしこれまで利用していたら、ちょっと利用者としては納得いかないという思いがありますので、この提案理由、提案理由書に書いてあるだけではなく、ちゃんと明確な、無料から有料へ切り替える、ちゃんとそういう理由づけというのが本当に大事だと思っているんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 確かに今利用されている方にとりましては、ゼロ円だったものが有料化されるということもありますが、提案理由のほうに言葉足らずの部分もあったかもしれませんが、逆に今使っている利用団体の方から、照明が例えばつきっ放しで、いつまでもこうこうとついているよとか、そういった場合に、逆に有料にしないからそういうような状況になるんじゃないのというようなことも多く言われていました。また、学校の備品の取扱いについても、無料だから粗悪に使うんじゃないのとか、そういったものも利用団体の方から申出を受けておりましたもので、その辺も踏まえての中身ということで、ご理解いただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。照明のことであつたり、備品のことであつたり、ちょっと存じ上げなかったものですから、そういう背景もあるんだなということを知りましたし。

そうですね、教育委員会の所管で、この体育館以外で、今は無料で使えるけれども、将来的に有料化する可能性があるものってあるんでしょうか。もしそういうがあるのであれば、前もって知っておきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 今のところは、令和6年8月全員協議会のほうで資料を示させていただいたとおりなんですけれども、以下町民グラウンドにつきましては、町民は今無料となっておりますので、その辺は今後の検討課題かというふうに考えております。（「分かりました」の声あり）

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） それでは、討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第43号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第43号松島町立学校施設の開放に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第44号 松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第4、議案第44号松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野章議員。

○10番（今野 章君） 10番今野です。

今回の選挙運動の公費負担に係る条例改正ということで、ポスターの費用ですかね、この部分が改正をされるということなんですが、公費負担の部分では、それ以外のところでも公費負担という項目があります。残念ながら、残念ながらというか、今様々な物価が上がっておりますのでね、ポスターだけではなく、その他の部分の公費負担についても本来値上げが必要だったのではないかなと、そんな気がしているわけですが、法的な整備上はこのポスターの部分だけだったと、こういうことになりますが、国のほうの考え方として、ポスター以外のところはどんなふうに見通しが立っているのか、その辺お分かりでしたら教えてください。

○議長（色川晴夫君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） 今回の改正なんですけれども、地方の選挙、すみません、町長及び議員の選挙に関しまして、公費負担となっている部分は、ポスター、ビラ、また、選挙カーといったところでございます。

今回の改正につきまして、今回上程はビラとポスターという形でさせていただいているんですけれども、選挙カーに関しましては、国のほうも改正されてないといったところですので、今回本町の条例においても改正を見送っているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 車の部分で、車の部分も多分使用料とかという、レンタル料ですか、そういうものが上がってくるのかなという気がしているので、国のほうではその辺の引き上げる見通しなど持っていないのかどうか、その辺分かればということなんですが。全然情報としては入っていないということなんですか。

○議長（色川晴夫君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） すみません。失礼しました。情報としては、入ってはきておりません。

ただ、私のほうでも、選挙カーのレンタルですか、そこら辺のホームページなどを確認をしたところ、実際の公費負担額と乖離しているという部分は、確認はしております。ただ、その選挙カーの中には、マイクであったり、拡声機であったり、あとは選挙の看板ですか、そちらも全てワンパッケージになった形でレンタルされているといったところで、公職選挙法のほうで規定する公費負担分は、あくまでもレンタカー部分のみといった考え方でありますので、そちらも含めましてご理解いただければといったところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（色川晴夫君） 今野議員、よろしいですか。

ほかに。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。

ちょっと確認になりますけれども、既にご案内されて、今月号の広報に載ったのかな。10月1日に、午後から文化観光交流館で説明会を予定しているということでもありますけれども、確認というのは、今、今野議員が質問されたことと併せてなんです、町が前回の選挙からだったかな、燃料関係の部分についても、説明会に出れば聞かせてもらうんだと思うんですけれども、そういった点についても案内されていたかと思うんですけれども、その点についての動きについては出ていませんか。その辺はない。確認だけお願いします。

○議長（色川晴夫君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） すみません、先に1点だけ。立候補者説明会につきましては、文化観光交流館ではなくて、こちらの301会議室で予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、選挙カーに関しましては、ハイヤー方式と、あとはレンタカー、燃料、運転手、それぞれに契約をして別払いするという2種類の方法がございます。今回、選挙カーに関してのハイヤー方式、またはレンタカー、燃料、運転手、別々それぞれに契約した場合における単価の改正はされておられません。

以上でございます。（「結構です」の声あり）

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第44号松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第5、議案第45号職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。

案内いただいた条例の添付資料の最終ページ、22ページからお尋ねしますが、まず現行の部分でお尋ねしますが、これまで離席扱いになるのか、始業時間から終業時間の中で昼休み前後を使ってとか、急なお子さんの病気とか、そういったことで、直属の上司になるのか、そこに申し入れて対応するという扱いとか、そういったことは、現行ではなさってはいなかったんでしょうかね。その辺の確認まずさせてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 1つ1つのケースはちょっと分かりませんが、部分休業制度は、あくまでもあらかじめ申出、そして請求で、1年間の予定で請求して認めてもらうということです。仮に朝の1時間とか、終業前の1時間の部分休業を取っていなかったとすれば、例えば、そういった突発的なことが発生すれば、そのほかにも時間で取れるような特別休暇の制度もあるんですけれども、もしくは年休とか、そういったもので対応していただくように、現行ではなっております。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） そうしますと、あくまで年休等を活用しないで、今回のケースはこういった案内の部分休暇、始業前、終業間近というような点を、時間内に改めてということで理解してよろしいかというところをもう一度確認で教えてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 年休は年間20日というふうに決まっていますので、やっぱり子育てをする方は、その20日だけの間で子供を養育するというのが、1年間の間には多分消化できないのかなというふうに思いますので、これは社会全体として、公務組織だけではなくて、民間組織も含めて、今般の改正になっているということですので、柔軟に働き方を選択できるような意味で。当然、説明のときにもちょっと言ったとは思いますが、休んだ分は、部分

休業の場合は、給料が1時間単位で計算をされて差し引かれますので、そこは年休とはちょっと異なりますので、そういったことをご理解いただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 今答えていただきましたけれども、いわゆるその部分を取得した場合に、給与等の扱いについても今お答えいただきましたので、分かりました。

それと、第1号部分休業と第2号部分休業で、どちらもなんでしょうけれども、第1号では1日につき2時間を超えない範囲というふうに、あるいは、第2号では1年につき10日間で、フルタイムの場合は77時間30分までというふうな範囲での案内だということであります。いろいろと差引勘定というんですかね、試みて、年休消化をまず優先的に取得しておいてというふうな考え方とかあるかもしれませんけれども、あくまでこれは年度の頭、例えば、4月からだったら3月のいつかまで手続等手当て、措置をしてくださいというふうな流れなんですかね。その辺確認しておきます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 原則はそうですけれども、途中でそういった事案が発生すれば、当然途中で請求していただくことは、当然できますので。ただ、説明のときにも言いましたけれども、基本は、1号部分を選択すれば、その年度は1号部分、2号部分を選択すれば、原則は2号部分だけを使うと。ただ、いろいろな特別の事情、3項目ほど載っていますけれども、それが発生すれば、途中変更も当然柔軟に認めますよという制度になっています。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第45号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第45号職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第46号 松島町町税条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第6、議案第46号松島町町税条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第46号松島町町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第47号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第7、議案第47号松島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野章議員。

○10番（今野 章君） 国保税条例の改正ということで、令和12年度からですか、県内の統一保険料に向けての値上げを行うと、こういうことで、所得割で11.4%から12.6%、均等割で3万2,100円から3万7,900円、そして、平等割で2万3,000円から2万7,100円と、こういう値上げをするということでございます。

全員協議会で提出をいただきました資料等を見させていただいて、その中で、最後のほうに、世帯の所得に応じての係数による所得税額のモデルケースが示されているわけですが、その辺の負担率、この辺についてどのように見ているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 答弁。相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 全員協議会でもご質問いただいて、モデルケースについて、も

うちちょっと所得の区分別なんかのデータは出せませんかというご質問をいただきまして、税務班とも相談させていただいて、申告の状況とか把握しているのが税務班なので、課税のほうとも相談させていただいたんですけれども、やはり細かいケースを把握するのが困難な状況にもありまして、それらも踏まえて、今回、事前に提出させていただいたケースが、我々が考える国民健康保険税の被保険者さんの世帯の代表的な例ということで、出させていただいております。

もちろん細かくすれば、もっともっと細かい例というのが出てきますが、世帯の状況によって軽減割合が変わってきたりしても、変わってきますし、それらを全てやっつけてしまうと、それこそ個別に積算するのと同じような件数になってしまいますので、今回、代表的な例ということでお示しさせていただいております。

軽減世帯数なんかですと、全員協議会のとときの説明もさせていただきましたが、それぞれ何百世帯という世帯数がございますので、松島町の場合ですと、それ相応の世帯が軽減を受けているという状況にもなっております。今回、税率のほうで1万円戻させていただいたとしても、税額にしますと、1人当たりですと8,000円ぐらい、世帯ですと1万2,000円ぐらいというふうな形にもなっておりますので、その辺をご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） ちょっと私聞いたのはね、モデルケースで示していただきました。6つのケースを示していただいているわけですね。代表的なケースだよと、こういうことで示していただいて。それぞれ収入と課税所得があって、それに基づいて税額が計算されているわけです。そうしたときに、課税所得に対する割り出された新しい税額の負担率、あるいは現行の税額の負担率というものについて、どういう印象をお持ちですかということをお聞きをしたというつもりなので、もう一度よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） すみません、私の質問の理解度が足りなかったみたいなんです。ケースごとにどのくらいの率の方がいるかということですか。負担率ですか。（「どういふふうに感じているか」の声あり）

どのように感じているかという、印象ということだと思うんですけども、やはり1万円上げると、やっぱりそれ相応、負担率も上がりますので、もちろん大変なご負担をおかけするなというふうには感じます。ただ、これまでの経緯を考えますと、現状、ほかの市町村の例

と比較するのが正しいかどうかはちょっと分かりませんが、それぞれの市町村で税率が軒並み上昇傾向にある中、下げてこられたということでは、被保険者の方々へのメリットが今まであって、それを今後継続して、国保会計を運営していく中で、今回少し一部お戻しさせていただきたいということなので、ご理解いただけないかなという印象でした。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 一生懸命ね、国保会計のことを考えてやられているんだなということは、今のお話聞いて分かりましたけれども、私計算してみたんです。負担率ですから簡単なんですよね。課税所得に対する税額ですから。割り戻せばいいわけで。例えばね、課税所得、示された課税所得の多い順で計算してみました。一番多いケースが②でした。課税所得が335万円。それで計算しますとね、負担率16.6%なんです。その次に、課税所得が多いのは①で221万円です。この場合ですと、負担率は15.2%です。その次、課税額が多いのは、法定減免の2割減免を受けているケース6です。78万円、負担率23.2%です。その次、ケース4です。5割軽減です。42万円、負担率24.9%です。そのほか、7割軽減、課税所得ゼロですけども、しっかり課税をされていると、こういう状況です。税額の伸びだけ比較しますと、今言った順番で12.4%、14.5%、13.9%、14.2%、そして、7割軽減のところは18%、18.1%という、こういう形になっているんです。

課税するわけですよね。だから、町民の暮らしについてどう見るのかということに、課長も町長もね、やっぱり目を向けていないんじゃないかと。国保会計をどう運営するのかというね、そこだけに目が行っていて、会計がうまく回ればいい、あとは加入者に負担を押しつければいいんじゃないのかと、こういうことに見えてしまうんですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 課税負担、課税について、今7通りぐらいですか、詳細について負担率のパーセントを出されましたけれども、国保会計そのものがどうだったのかと、課税者に目を向けていないんじゃないかというお話だったと思うんですが、この国保会計については、もう遡れば、もし年度間違えればあれですけども、令和4年度あたりからずっと考えてきているということで、それで、こちら側の考え、また、議会側の考え、そういったものもいろいろ精査させていただいて、やれるものについては、町民の国保加入者の方々のことを考えて、下ろせるものは下ろそうと、別に現状の価格でいかなくてもいいのではないかというご意見もありましたので、1万円をじゃあ下げてみますかと。県内でも、ここは、よそは上

げている自治体ある中で、町は下げた経緯があると。それから、次の年もまた、その後また5,000円下げたこともあるということ。

今回、値上げと私は感じていなくて、1万円戻すというような形で考えています。ですから、全然考えていないんじゃないかというのであれば、最初から1万5,000円を戻すわけで。そうじゃなくて、やっぱり一気にまたあれすると、加入されている方々が大変だろうと。それは、さっきの335から、それからゼロまでの7段階の方がいらっしゃるかもしれませんが、国保会計そのものの、例えば、加入者の環境がそういうふうになってきて、高齢者も増えているだろうし、非課税世帯も増えてきているだろうし、今から、例えば、ちょっと調べてはいませんが、10年前とか何かと比べれば、そういう体系が、この体系そのものが変わってきていると。人数がですね。だから、そういったこともあってやられているこの国保会計ですので、いかに国保加入者の皆様方に負担をかけないでやっていくかというものを、全体的に見渡してやっているわけでありますので、当然、国保会計がその上で回らないと困るわけでありますので、それは議員の思いと私の思いが、少し乖離しているところがあるかもしれませんが、考え方は、私は一緒じゃないかなということだと思っています。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 考え方一緒だと言われるとね。町長にはね、確かに国保税下げたいたりね、それから、子供の均等割をね、やっぱりなくしてもらおうとかね、努力していただいていたと、そのことは私もよく認識はしているんです。ただ、この国保の運営上の課題というのは、もう10年以上前からね、構造的な問題としてあるんですよ。ですから、国等に対しても、あるいは県に対しても、きちんと国保に対して、繰入れをするなり、負担金を増やすなり、そういうことをすべきなんだよと、そのことをしっかりと求めてくださいということを、この間ずっと言っているわけです。ほとんど進捗ないんですよ。そのことについてどう思いますか。進捗ないんですよ。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 全体的な国の国保会計の中で問われれば、松島町単独の国保会計じゃなくて、県としての国保会計の在り方、そういったものについては、しっかりと中央会のほうを通してね、国保中央会のほうを通して、国のほうには申し上げていると。それで、ちょっと何年かの予算で何億来たかという、ちょっとあれだったんですけども、当初500億円ぐらい国のほうに中央会のほうから要望していったと。それは、システム改修に係る経費が莫大なものになってくると。そのシステム改修費が、我々自治体のほうまで回ってくると、

これは大変だと。これも、県としても、県のほうとしても強く申し上げて、これは市長会、町村会併せて中央会のほうに強く申し上げ、また、国の厚労省のほうに上げていると。その成果としては、そういった費用については、ここ3年ぐらいですかね、分担されて、例えば500億円を分担された形でやってきてもらっているということは確かなんです。

これが、当初は令和9年に統一しようかという考えもあったんだけど、そこを持ってくと、ちょっと急過ぎて、なかなか自治体を統一するのが難しいということで、1年遅れ1年遅れで今12年というふうに来ているわけでありまして、こういったことも、国保全体を考えてやられて、結果が少し延びたということになっていますので、それに見合った、町として、また県としての対応、それから、今野議員が当初から言う全体のシステム改修とかそういうのじゃなくて、そのものの国の繰入れをしてくれないかという要望については、それはそれで分けてしっかり要望はしているつもりでありますので、今後もしっかり。これから11月、今10月ぐらいから、今度国会どこかはちょっと私分かりませんが、生まれれば、11月の中下旬頃になるかと思えますけれども、これは議長会も一緒ですけれども、要望事項等しっかりやっていきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） いろいろシステム改修だとか云々というのものもあるんでしょうけれども、問題はやっぱりね、医療費、給付に対して、どれだけやっぱり国庫負担が増えるかと、ここだと思うんですよ。多分松島町だと、今給付に対する国庫負担の割合って、二十一、二%とかね、そんな程度ではないかと思うんですよ。大昔ね、今から30年、40年前は、それこそ改悪される前は50%近くね、入っていたわけですよ。そこが今二十何%になっているから、こんなことになっているわけですよ。

今も国保だけじゃなくて社会保障費削減だと、そんなことを言ってやっていますけれども、やっぱり見てください、この課税所得ゼロで18%増ですよ。改定料金で2万4,150円も負担しなくちゃいけない。ケース4の場合で、課税所得42万円です。10万4,000円ですよ。4分の1国保税だけで持っていかれてしまうんです。生活するときは消費税10%取られます。課税所得丸々使えないけれども、残った30万円からね、10%消費税引いたら、そこでまた3万円の税金が取られていくわけですよ。去年は介護保険料も上げました。確かに少ないかもしれない、所得の低い人たちは。しかし、ここでさっき読み上げたので分かるのはね、結局、逆進性が非常に強いということですよ。低所得者ほど負担が重い。これ何なんですかね。税金というのは、本来富の再分配ですから、累進性によって行われなくちゃいけないと思うんですが、

逆進ですよ、これ。そういうことについてどう思いますか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず国の制度、国の制度と今回のことを比較されると、ちょっと我々も答弁に詰まるところありますけれども。ただ、今回、参議院議員が、この間選挙ありましたけれども、いい悪いは別として、ある政党さんは社会保険料の見直しということを強く表に出して、前面に出して問われた政党もあったようでありますけれども、確かに社会保険だけじゃなくて、こういった国保、全ての皆保険制度そのものが、全て見直しをされる時期に来ているのかなというふうには思います。例えば、社保だけがいいとか、国保だけが駄目だとか、そういうことではないと思うんですね。

今、日本は割と低所得者の方々には、私は厚い保護をされているんじゃないかなというふうに思っています。ですから、そういった中での制度で、国保制度だったり、社保制度だったり、そのほかの保険制度もあるわけけれども、いろいろな制度の中で、システムの中で、医療というものを考えてやられてきたのが、この保険制度だと思うんですね。

それで、ここに来て、特に三、四年、今度は統一だということで。これは少子化から始まって、いろいろなことに波及していくから、今のうちから始まっていかないと駄目だというのが根本的にあるかもしれないけれども。原点に戻ってどうなのかと言われると、まずは、町とすれば、今の今野議員のパーセントの割合というのは、これは3年前も4年前も同じぐらいのことだったと思うんです。もっと高かったかもしれない。ただ、それを下げてきたから、こういうふうになっていて、逆に戻すよといった場合には、私は上げるということは、だから言っていない。戻したいという話です。

この間、全協のときもお話ししましたけれども、一気に1万5,000円戻すということじゃなくて、1万円を戻して、とにかく国保会計をできるだけ引き延ばしをして、令和12年度まで持っていきたいと。その推移を見ながらやっていきたいと、このように申し上げているので、その辺についてはしっかりご理解を賜るように説明していきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） あのね、国保の問題というのは、1万5,000円戻すとか、引き下げたとかという話ではないと思っているんです。抜本的にどこかから繰り入れていかないと、解決しないんですよ、これは。何年も前から、確かにそうでしょう、これ、逆進性なんですよ、ですから。これは正さなくちゃいけないんじゃないですかと言いたいんです。これでいいんですかということなんです。そこは、町長は、低所得者には手厚いほうなんでないかと、こ

ういう認識のようですけれども、低所得者は好きで低所得者になっているわけじゃないんですよね。時々、はい給付金ですよとって、ばらまきでやられて満足しなさいということではないと思うんです、私は。しっかり働いて、働けるものであれば、収入も得て、しっかり頑張って生活もしたいと、これは多くの人の考え方じゃないかなというふうに思いますよ。ですから、手厚いなどという話でもないと思っています。

ぜひ、そういう意味では、私はやっぱり国がやらないのであればね、やっぱり一般会計からの繰入れを、町としても考えざるを得ないのではないかな。あるいは、宮城県が今保険者になっているわけですから、町と一緒にね、宮城県に対しても、一般会計からの繰入れを含めて、きちんと求めていくということも必要なんではないかな。そうしないと、この問題絶対解決しないんですよ。その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず誤解してほしくないのは、低所得者というのは国保だけのことを言っている意味じゃないので。例えば、子供さんを育てる、児童を抱えている皆さんについても、多くお子さんを持っている方々には、それなりの手当てをしてやっていきたいと思います。町も令和6年度から第3子以降の見直しをやって、手当を増やしたりしていますので、そういった全体的なことを考えれば、割と、割とじゃないな、しっかりと手当てはしているつもりではおります。これは国の制度、それから、町単独の制度とプラスアルファしてやられているので。それに対して、ああでもないこうでもないと言われると、ちょっとあれなんです、全体的なものの考えで私はそういうふうに言ったんで、国保だけじゃなかったんで、お願いします。

それから、繰入れの問題については、これは、例えばAという町、松島なら松島でもいいんですけれども、ここに仮に金の額が5,000万円でも1億円でもいいんですけれども、仮に入れようかとなると、これは水道とか下水道と違って、いろいろな負担割合というのが、例えば社保を納めている人に、じゃあどうなるんだと。いろいろな人とのバランスというのは出てくると思うので。そこは私まだ考えてはいませんが。ただ、全体的には議員から言われるように、県として国保の状況がどうなって、それに対しての社保とかそういった他の会計がどうなって、今の言われた、議員から言われた世帯がどうなって、そこでもって全体的に、じゃあ考えようかということについてはね、やっぱり今後考えるべきだとは思いますが。ただ、今すぐなのかと言われると、少なくともこの統一までには考えていかないと駄目なんじゃないかなというふうに思います。

今、県のほうの国保に関しては、様々な面で要望項目というのを上げておりますけれども、国保の中に繰入れというのが今後可能なかどうか。一応、市長会は白石の山田さん、山田市長なので、私と山田さんでよくまず検討して、そして、理事会等に関わって、今後どうするかというふうになってくるのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。ただ、これについての報告は、してほしいということであれば、年内に会合がありますので、しっかり報告はしていきたい。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） こればかりやっているわけにいかないから、あとやめますけれどもね。繰入れの問題ね、やっぱり国保の構造的な問題というのはあるわけで、やっぱり国が本来責任持ってね、私はやるべきだと思います。ただ、国がやらないのであれば、やっぱりこれは県内の加入者、宮城県は宮城県として、保険者ですし、松島町で言えば町長が保険者としているわけですから、この保険者の皆さんが、きちんと加入者の負担軽減のために考えるべきだと。課税所得の4分の1もね、税金だけで、この国保税だけで持っていられるなんて、そんなばかな話があつては、私はならないと思うんです。ですから、そういう意味では、ぜひ、当然国にも働きかけていただきたいですけれども、宮城県としてもね、やっぱり国保の問題を解決する上でそこが肝だという立場で、ぜひ一般会計からの繰入れも含めていただいて、そして、国保加入者の負担軽減を図っていくという姿勢をぜひつくっていただきたいと、最後にこれ要望しておきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。

私のほうからは、今、町長と今野議員さんのやり取り聞かせてもらって、大体納得はいつているんですが、まずもって県内の調整で令和6年、昨年6月に国の保険料水準統一加速化プランに改定されたことで、宮城県が令和12年度からの国民健康保険税の完全統一を目指していることなんです。お伺ひしたいのは、県内自治体の国保連合に加盟している団体の同一歩調として、この条例が認められれば、来年4月1日から早速に率改定等を含めてやられるという考え方なんです。今、今野議員がお話ししたように、町長の答弁でも聞いていますが、私も財政経験者として、国保会計への一般会計からの繰入れとかね、そういった形で、その時々々の事象というんですか、風邪とか、例えばインフルエンザとかの発生率とかね、そういったことも見ながら対応したという経験も持っているからですけれども、そういったことも踏まえれば、各自治体の裁量権というのが結構大きいんじゃないか、そういったところ

で、令和8年4月1日にこだわる必要があるのかどうかだけまず確認したいのと、県内調整で、同一步調で、来年4月1日目指して進んでいっているのかどうかの点だけ、確認だけさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 答弁。相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） まず令和8年4月から、他の市町村でも同様に保険料の増額等があるのかどうかという件につきましては、直接、何市町村が提案されるかというのは伺っていませんが、そういう動きがあるということは複数伺っております。

あと、これまで、令和5年、6年度と続けて改正して、増額の改正を行っている自治体もありますし、それぞれの市町村の財政状況ですとか、あとは1人当たりの医療費の増減なども踏まえて、いろいろな総合的な考えから増額の改定をされているというところが、毎年複数市町村があるということは承知しております。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） そうしますと、来年の4月1日にこだわらずも、令和12年までには何とか歩調並びにらみで、各自治体、動きをしておるといふような理解でということになりますね。そういうことですね。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 当初の目的の年度に間に合わなかったというのは、県内の自治体、額がそれぞれでございますので、今その資料を提出するというわけにはいきませんが、高く納めているところと安く納めているところと。安く納めているところはまだいいんですけども、高く納めているところ、それから、そういったところについてのバランスを、今度、統一化に向けて、これぐらいにしましょうかという金額のところに行く、それを想定して、例えば、ある町では相当数の値上げしないと駄目だと。1万円とかそういう額じゃなくてね、もっと、もっとです。私もびっくりしましたけれども。だから、そういった額でないと駄目だという自治体もあるので、そこはやっぱり一気にじゃ難しいだろうと。じゃあやっぱり2回ぐらいに分けてという考え方も考慮すべきではないかと。そうすると、やっぱり無理だなということで、当初の9からスライドして、12というふうになっています。ここはもう動かさないように中央会のほうからも言われているので、これは全国で令和12年を目指してやっというところ。

ですから、それまでに、さっき今野議員の繰入れの話もありましたけれども、宮城としての考えを全て統一しておく必要があると。これは、県内で、宮城県が全ての自治体が集まった、

国保の関係が集まったときに、国保の理事会というのがあるんですけども、繰入れを今後考えていく場合にどのような方向でいくかというのを、町だけじゃ駄目なので、加入されている市町村全ての首長の考えを、まず一本化して持っていくという必要があるので、ここだけで一、二回は、まず理事会を開いて決めていかなきゃならない。だから、いろいろなそういう過程があるので、カテゴリーがあるので、それぐらいの年度がかかるということでありま。今の繰入れの件は別としましてね。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） これでやめますけれども、今の答弁を聞かせてもらって、令和12年までに、松島が県内自治体の中でどういう位置にいるのかどうかというのについても、まだ未調査部分があるので、お話なかなか踏み入れませんが、令和8年にこだわらず、間違いなく令和12年に間に合うと、令和11年の4月1日でも構わないというふうなことも念頭に置くわけです。国保加入者の側としてはですね。そういった点も踏まえて見たときに、早急にこういったことを、町として、この後の決算委員会の状況、過去5年間の状況を皆見据えて判断させてもらいたいと思っていますけれども、そういったことも踏まえて見るならば、もうちょっと町のほうの、今回1万円の話もいただきましたけれども、そういったことも踏まえて見たときに、もうちょっと猶予はないのかなというふうな判断で見えていますからですが、そういうところをちょっと、質問にあつてあれですけども、政治的な判断を、やっぱり町長には頑張ってもらわないといけないなというふうな思いで、何かその辺に町長の思いのところがあれば、これだけはこのところがあれば、もう一度質問します。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これは国保会計の全員協議会でお話し申し上げたと思うんですが、まずは、担当とすれば1万5,000円という話が来ておりましたけれども、やはりそれは少し、ちょっと大変ではないのかというお話をさせていただいて、一応担当課含め、庁議の中でこれをもまかせていただいて、それで、本来なら5,000円でいけないのかという話をしたんでありますけれども、5,000円だとどうしてもすぐまたやらなくちゃならないということで、じゃあ取りあえず分かったと。取りあえずという言葉は悪いですね。そういう議論から、1万5,000円じゃなくて、じゃあまず1万円でやれるところまでしっかりやっついていこうということになって、それで、議会の理解を求められるかということで、全員協議会を開いたというのが、過去の経緯でございますので、それにのっかって今回提案しているという状況であります。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。10番今野 章議員。原案に反対の立場で発言を許します。今野議員。

○10番（今野 章君） それでは、議案第47号松島町国民健康保険条例の一部改正について、反対の立場から討論をさせていただきたいと思います。

今、質疑でもお話ししましたがけれども、7月の議員全員協議会に示されました資料のモデルケースによれば、最も課税所得が大きいモデルケース2の負担額の増加率は12.4%で、課税所得ゼロのモデルケース5では18.1%と、課税所得に対する負担率ではケース1が最も課税所得が大きいわけですが、負担率が低くて15.2%、ケース3と5は課税所得ゼロですから計算できませんが、計算できるケース4の5割軽減が24.9%と、課税所得42万円のうち10万円を超える金額を国保税だけで負担しなければならない。重い税負担と言わなければならないと思えます。しかも、法定減免されているとはいえ、課税所得に対する税の負担率は、所得が低いほど高くなっており、消費税と同様に逆進性の強い、高い、低所得者に厳しい税体系となっており、国保税体系の見直しが必要であると考えているところでございます。

国保税については、これまで幾度となく、加入者の担税能力を超えた重い税負担となっていること、加入者の多くが無職者や年金生活者となっており、加入者の半数以上が法定減免を受けざるを得ない状況で、こうした国保運営の構造的な問題解決に向けて、医療費の負担割合をはじめとする制度の見直しを求めてきたところでございます。

しかし、今回提案されている国保税条例の改正では、令和12年度からの宮城県内の国保税率の完全統一に向け、現在の財政状況を踏まえ、税率の引上げ改正を行うこと、今後さらなる値上げも見据えた改正案で、国保の構造的な問題解決に何ら踏み込んだものではなく、議案第47号松島町国民健康保険条例の一部改正については、反対をすべきものと考えております。

以上であります。

○議長（色川晴夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。2番米川修司議員。

○2番（米川修司君） 議案第47号松島町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場から討論させていただきます。

まずもって、提案理由書にもありますように、宮城県が令和12年度からの国民健康保険税率の完全統一を目指すことという、そういう前提がございまして、

現在、本町の1人当たり国保税を見ますと、県内を見渡すとかなり低い水準、約7万6,000

円ということでございます。まず、そこで、現在低い水準であるところ、この県の方針を踏まえて、これから見直しを考えているということでありますけれども、そんな中で、均等割と平等割を合わせて1万5,000円引き上げるという案もあったところ、全員協議会での協議も経て、今回の見直しとしては1万円引上げにとどめるという議案でございまして、町としては、国保加入者の負担を最大限考慮して、この引上げの金額にとどめたという理解でおります。

あとは、課税所得と税額との割合、課税所得に対する税額の割合を見ながら、いわゆる逆進性という指摘もありましたけれども、決して所得が低い分だけ医療サービスの需要が減るわけではないということもあり、私としては、今回の見直しは、あくまで国保加入者にとって必要な医療サービスというものを今後も維持するためのやむを得ない引上げということで理解しております。

なお、一般会計からの繰入れにつきましては、国保会計のみならず、ほかの特別会計、町全体の会計を俯瞰しながら、今後も慎重に検討しなければいけないと理解しております。

以上を理由としまして、議案第47号について、賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論参加ございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第47号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議案第47号松島町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入りたいと思います。11時25分、11時25分再開にいたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

日程第8 議案第48号 松島町観光施設条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第8、議案第48号松島町観光施設条例の一部改正についてを議題と

します。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 昨今の物価高騰もあるので、値上げ自体は致し方ないのかなと思っておりました。ただ、それだけの理由で安易に料金上げてしまうと、この資料のほうでは、お客さんの数は変わらないというところであったんですが、もしかして少なくなる可能性もあるのかなと、少しだけ、ちょっと心配になりました。

今の時代、いいものにはお金を払うという考えが当たり前になっているので、だからこそ料金を上げるのであれば、魅力も向上させるという必要があるのかなと思うんですが、今回の資料を拝見すると、将来の橋の改修費用の貯蓄のためだけなのかなとちょっと見えてしまって、この値上げ分を財源に博物館の充実だったりとか、松島海岸の誘客施策など、そういったところを考えていないのかどうかというのを、ちょっとお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 今話出ました松島博物館の展示、それから、福浦橋等の魅力向上ということで、考えていないわけではございません。やはり観光客は、やっぱり光るものを見に来るということで、それこそ観光なんでしょうから、魅力ある観光向上に鋭意努力したいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ぜひ努力していただければと思うんですが。例えば、具体的に決まっていなと思うんですが、こういったことに使おうと思っているとかというところの方向性だけでもあれば、ちょっと教えてほしかったんですが。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） ちょっと魅力向上とは外れるのかもしれませんが、やはり観瀾亭が、やはりこれまで地震とか様々な、常に海風にもさらされているということもありまして、やはりその辺の修繕等も今後出てくるのが予想されますし、やはり伊達家の建物ということで、それだけで観光客の皆さんは見にきたいという思いがございますので、そういった文化財の保護も兼ねて、観瀾亭、それから福浦橋の予算については、計画的に、なおかつ効率的に支出していきたいと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ぜひ魅力向上というところもお願いして、これは要望で。

以上となります。

○議長（色川晴夫君） 次、櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 今後、宿泊税を取られるというふうな形で、町も何らかの恩恵というふうなものが多分出てくると思うので、宿泊された方に対して、こういう施設、団体割引、全額というふうなことにはならないにしても、そういうふうなことにすることで、ちょっと宿泊された方に対するサービスというふうなものもできると思うんですけれども、そこら辺の考えはないかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） よく考えてみますと、宿泊者数というのが50万人泊です。仮に全員が全員とは言いませんけれども、1か所の施設を無料にしますよというような話になると1億5,000万円、1割の利用しかないにしても1,500万円、2か所にするととなると3,000万円という金額になりますので、その辺は、頂くものは頂くという、ちょっと今回の方針もありますので、その辺は慎重に考えさせていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） できれば全額というふうなわけではなく、その分の団体割引分くらいとかというふうな、ちょっとプラスされてくれると、ちょっと喜ぶのかなと思いますので、そこら辺はまた検討していただければなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、観瀾亭の団体料金というふうなことで、そもそも30人入って大丈夫なのかと、団体として。そこら辺の考えとしてはどうなのか。そこを30人お茶飲むとして、割引としてなかなか厳しいのではないのかなと。そういうふうな割引設定というんですかね、団体の設定としてそれが妥当なのかどうか、考えているところをお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） これまでも観瀾亭については、確かに狭いことは狭いですが、限られた空間で、座席数も限られているということで、これまでは予約があった際に、30人なら30人を入れる体制を取っているというようなことで、30人が多いのか少ないかといえ、その辺は、予約を考えれば十分に対応できる人数だとは思っております。

それから、団体割引の30人の今回変えずにいたものとしては、ちょっと現場の声も聞きながらとか、会計年度職員さんの声も聞きながらというのものもあるんですけれども、今言った

ように、観瀾亭については、狭い空間であっても、座席数が限られているが、予約があれば十分に対応できる人数であり、福浦橋については、むしろ30人というのは少人数の部類に入るのではないかと。

それから、団体割引の対象人数30人というのは、宮城県内の施設の中でも多々ある話でございまして、その辺でスムーズに今までどおりの受入れが可能になったと。

それから、観光バス1台分の人数として、施設側、うちの会計年度職員の皆さんも十分に慣れている人数だということもございまして。

また、説明の中でも申し上げましたけれども、橋の架け替え等も今後控えておるものですから、頂けるものは頂くというスタンスで、団体料金における30人以上の区分については、あえて今回もハードルを下げずに継続することといたしました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） 分かりました。あと学校なんか、あと小グループの部分で30人達しないところとかもありますので、ちょっとこれからは検討課題なのかなと思いますので、ちょっとそこら辺は、内部で今後検討していただければと思います。

それから、令和13年に福浦橋のLED工事をを行い、そして令和30年に架け替え工事を行うという予定が入っているんですけども、こちらLEDが、そのまま架け替え工事のときに、またLED工事をやらなくちゃいけないものなのか、それはそのまま使えるものなのか、そこら辺はどういうふうになっているんでしょうか、お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 工事業者というか、大きな会社なんですけれども、話聞いてみますと、今回、計画上は、もう令和13年にLEDの設置工事になるんですけども、設置からも随分たっているということで、機器の交換等、部品の生産も、もうちょっとストップするというのもあって、計画上は令和13年。本来、橋の架け替えと一緒にやればいいのではないかという話もちろん出てくると思うんですけども、それはそれで、もし令和30年という橋の架け替えを考えれば、やはりLEDの装置自体も古くなるので、その際に合わせてLEDの交換工事というのも、ここの30年の中でも出てくる可能性はあると思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） できれば、もったいない2,000万円というふうなお金が支出されるわけ

ですから、なるだけ合わせた形で、工事というふうなのをされたほうがいいのかなどは思っております。そこら辺のタイミングなども、ちょっとこれから見ていただきながら、やれるものは一緒に工事するとかというふうな形で、なるだけ支出を抑える工夫というふうなのをしていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑。中島議員。

○5番（中島一都君） 今回、料金区分と、それから料金の改定ということですが、観瀾亭、それから福浦橋の、観瀾亭の人数、それから福浦橋の人数と出ていますが、これは一般の方、それから、現行料金ですね、一般の方、高校・大学生の方、それから小中学生の方、大体何割何割ぐらいで利用されているのかお願いします。

○議長（色川晴夫君） 分かりますか。太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 観瀾亭なんですけれども、大体一般の方で94.5%、高校・大学で3.4%、小中で2.1%ということで、大部分は一般の方の利用になっています。

また、福浦橋については、一般の方が97.1%、それから小中で2.8%ということになっております。

いずれにしても一般の方の利用が多いというような割合になっています。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。

あともう1つなんですけれども、観光施設とセットで販売している部分もあると思うんですけれども、観瀾亭になると思うんですけれども、そちらの部分も今回の料金改定と一緒に上がるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 観瀾亭や福浦橋については、旅行商品として民間の事業者の方が販売するというので、ちょっと話はずれますけれども、最低ラインとしても、周知するのに6か月間は必要だろうということで、今回、施行を4月1日にした、来年の令和8年の4月1日に、経緯がありまして、大変申し訳ない話でもあるんですけれども、セット販売の場合も、やはり上げざるを得ないというような考えでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに。高橋利典議員。

○13番（高橋利典君） 13番高橋利典です。

施設の値上げということもありますけれども、ちょっとこの条例とはまた別かもしれませんが、観瀾亭で提供している抹茶とかの部分で、なかなか物価高騰もあり、また、抹茶も世界的なブームで、かなり原材料も上がっているというようなことをございますので、そういった値上げというかね、そんなことを考えないと、原材料の出費ばかり出て、大変んじゃないかなと思っているんですけれども、その辺はどう考えているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 今お話受けたように、今回の資料をご覧になっていただければ分かると思うんですけれども、これまで入館券と抹茶セットなりを含めて1,000円で、おおよそ1,000円で提供していた経緯があるんですけれども、やはりこのところの物価の高騰とか、観瀾亭自体の会計というか収支のバランスを考えると、もう数百円上げないとなかなかとんとんに、観瀾亭だけでいえばとんとんに持っていけないというものもあるので、大変お客様のほうにはご迷惑はかけるとは思うんですけれども、そういった抹茶等の販売自体も値上げせざるを得ないと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 高橋利典議員。

○13番（高橋利典君） 一応この資料の中でもね、収入支出の明細はあるんですけれども、原材料を見ると、令和5年で結局100万円ぐらいの、これ上がっているんですよ、原材料の。令和7年度で現在でも80万円近く上がっている。そういったことを見れば、やっぱり何百円かと言わないで、見合うようにね、きっちりと検討していただいて、上げてもらえばなと思っています。よろしく。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。4番櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 4番櫻井貞子です。

観瀾亭の抹茶サービスについて、非常に、何度か頂いて、おいしく頂いているんですけれども、実際に抹茶の銘柄とか、非常に、今、高橋議員がお話したように、非常に物価高騰で、お茶屋さんに行っても本当に抹茶が買えないというような状態です。そういう意味では、本当に、多分観瀾亭の方たちは、抹茶を仕入れるのに大変苦慮しているんじゃないかなというふうに思います。

今、観瀾亭でお使いになっているお茶、それは町内から仕入れていらっしゃるのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 塩竈のお茶屋さんがあるメーカーの間屋さんになってますの

で、塩竈のお茶屋さんを通して、物が松島のお茶さんのほうに行って、松島のお茶さんが観瀾亭のほうに物を納めているという形で。そのお茶さんが、実は塩竈のうちの実家の近所でありまして、この間、物の入りがなかなかちょっと遅かったものですから、何とかならないのですかねと頭下げに行ったときに、そこのおばあちゃんが、「太田さん、これでは安過ぎるよ」というような、抹茶がね、というような、お茶屋さんからそういうお話も受けていましたので、これはちょっと改正しないと分かんないのかなというような気持ちが高まったところです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 多分京都の有名なところのお茶を使っていらっしゃるというふうにお聞きしていたんですけれども、本当に京都でもどこでもなんですが、本当にお茶の世界的なブームで、本当に購入に困るという部分があるので、ぜひ今回、抹茶の仕入値に合わせたような形で、ぜひ上げることも必要だというふうに思うし、あと、少しグレードアップしたおいしいお茶をぜひお願いしたいなというの、ひとつ要望としてあります。

あともう1つ、ちょっとお聞きしたいんですが、今回、料金が改定した段階で、福浦橋のほうは自販機があるんですけれども、観瀾亭のほうは自動販売機とかを設置する予定とかはあるのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 券売機の話だとは思うんでしょうけれども、券売機を入れると、D X化を考えれば、人も減るとい、自動的に減るとい流れになると思うんです。ただ、お客さん自体が、やはり中には観光に来て、やっぱり人との触れ合いを大切にしたいというようなお客さんも、中にはやっぱり含まれているとは思うので、その辺のD X化なり、あくまでも対人なのかということについては、今後の課題検討かなというふうには考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） やっぱり人と人との温かさというのは、やっぱり必要だというふうに思います。ただ、今D Xの話が、課長のほうから話が出ましたが、やはり観光客の中では、携帯でP a y P a yでの支払いという形での申出というのはないのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 実は以前からありまして、キャッシュレスの話については、いつとは言いませんけれども、本当に近い将来はやらねばいけないのかなと思います。そう思ったのが、今回ちょっと値上げ、料金の改定ということがありまして、キャッシュレスだと、ちょっとこれ適切な答弁かどうか分かんないんですけれども、キャッシュレスであれば財布のひももおさら緩むのではないかというのも、やっぱりちょっと期待は、実のところはあるんです。そういうふうなことも念頭に置きながら、キャッシュレスについては検討したいというふうには考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○4番（櫻井貞子君） ありがとうございます。

私の知り合いで、やはりお財布を持っていない方が、やっぱりP a y P a yで支払うと入れたんだけど、帰っちゃったという話も聞きましたので、ぜひご検討をお願いしたいということで、以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに。11番小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 2条2項の設置の件につきまして、番地が56番地の1となっているんですけれども、なぜ今この時点でそれが出てきたのかと、これは将来何のために意図しているのかお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 56番地1については、公図を確認しまして、正式な地番に今回改正することといたしました。後ればせながらというような話にもなるんですけれども、直すところは直すというようなところで、今回の改正に至りました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） では、この後は、特に何も動かす予定はなくて、何か博物館だけ分筆して売却するとか、そういう意図はないということでよろしいですか。

○議長（色川晴夫君） 太田課長。

○産業観光課長（太田 雄君） そういう考えは毛頭ございません。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） であれば安心しました。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第48号松島町観光施設条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第49号 松島町水道事業給水条例及び松島町下水道条例の一部改正
について

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第49号松島町水道事業給水条例及び松島町下水道条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。3番櫻井靖議員。

○3番（櫻井 靖君） これの水道料金の値上げについてですけれども、全員協議会で話し合いが行われ、議員からの進言により水道料金の値上げの平均が30%から23%に落ち着いたこと、そして、下水道使用料値上げについても同時期ではなく先延ばしになったことは、一議員として大変よかったなと私は思っております。

今回の値上げは、世の中の流れとして、物価高騰や、今後老朽化を迎える水道管の入替えなどを考えれば致し方ないことだと考えております。しかし、町民の方々から、値上げには本当に敏感だというふうなことだと思っております。来年4月1日から値上げに向けて、町民に対してどのような広報をしていくか、そちらについてお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 赤間水道事業所長。

○水道事業所長（赤間春夫君） 料金改定に係る町民の方への説明、あと周知につきましては、広報まつしま、ホームページ等によりまして周知していきたいと考えております。

広報まつしまにつきましては、8月号、11月号、2月号で掲載したいと考えておりまして、8月号ではまだ議決前でありましたので、料金改定の必要性について掲載させていただいておりました。あと11月号では、もし議決をいただければ、料金改定率及び料金単価のほうも入

れながら、必要性も併せましてもう一度掲載するという形で。あと2月号には、それをまた再度掲載していきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） もう本当に仕方がないことではございますので、しっかりとした説明というふうなのをぜひお願いしたいと思います。また、町長なども、何か機会がありましたら、お話しする機会があると思いますので、その時はぜひこういうふうな状況だからというふうな説明を、町民の方にしっかりとさせていただければありがたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 先般、旅館組合等ですね、宿泊税等でちょっといろいろお話をしたときに、また町が今後いろいろなことを考えているものについてもちょっとお話をさせていただいて、先ほど太田課長が半年前というお話、観瀾亭の料金改定、大体宿泊関係者の方は、料金に関することについては、半年前に行動を起こしてほしいということであれば、それを、そのときの話です、料金単価に置き換えることができるというお話でありました。そういったこともあって、そういった方々だけじゃなくて、今議員が言われた、町民の方々に、まずは近々で区長会がありますので、区長会のほうにしっかりお話を申し上げて、ご理解を賜った上で、各地区必要なところに、様々な面で挨拶等に行った場合については、順次触れていきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 10番今野でございます。

物価高騰やら何やらあって、それにつけても、水道事業としても物価高騰の影響、それから老朽管の更新、設備のさらなる更新と、こういったものが待ち受けているということですね、値上げをせざるを得ないというのは、私もそれなりに理解をしているつもりでございます。ただ、やっぱり値上げをできるだけ圧縮する、あるいは値上げをしない方向、これをどう探るのかということも必要な課題かなと。そういう意味では、私は簡単に諦めたりはしたくないし、仕方がないとも思いたくない、このように考えております。

そこでね、まずこの間もお聞きしたんですけれども、今後の事業計画の中で、先延ばししたり、あるいは更新をしなくてもいいものはないのかというお話なんですけど、配水池の、明神配水池の廃止と、それから初原配水池の新設とあるんですが、この配水池の増設更新は本当

に必要なのかなというふうに思っているんです。この間は水の安定供給の上で必要なんですかとお聞きしたら、必要ですと、こういうお答えだったんですが、海岸と明神配水池と桜渡戸と左坂と4か所ありますね。これトータルで何トンになるんでしょう。配水池の量、何ぼなのかと。

それで、左坂は前たしか500トンか600トンぐらいだったと思うんですが、今回それよりたしか大きいやつをね、造ったと思うので、ちょっと増量しているのかなというふうには思っているんです。1日平均配水量そのものが、左坂配水池、旧の左坂配水池の状態で行っていたときにも、多分8,000トン、9,000トンの配水十分にやってこれたと。今現状、配水平均が5,000トンから6,000トンですよ、大体ね。そうしますと、3,000トン以上、もしかすると配水量が減っていることになるんですよ。そのときに、配水池を新たに構築していくことが必要なのかなというふうに私思ったんです。だから、ちょっとその辺のね、疑問をぜひ解いておきたいなというふうに思ったものですから、その辺について回答あれば教えていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 大丈夫ですか。赤間水道事業所長。

○水道事業所長（赤間春夫君） まず配水池の容量ですけれども、現在のところ、桜渡戸配水池が1,300トン、松島海岸配水池が2,700トン、あと明神配水池2つで合わせまして1,800トン、左坂配水池が1,000トンになります。新しくして1,000トンになりました。あと、初原高架水槽が240トンになります。合わせますと大体6,000トン強という形に、7,000トン弱ですか、という形になりますけれども。

配水池の建設なんですけど、広域水道からの受水につきましては、配水池を通して受水するという形になっておりますけれども、配水池の必要性につきましては、まず広域水道からの受水の圧力と、あと配水池からの送水の圧力、本当に各家庭まで配るまでの圧力がやっぱり違うということもあります。ですので、配水池のほうで一旦圧力を開放しまして、一定の圧力、下げた一定の圧力で配水をするという形で、まず必要だということと、あと各家庭と、あと松島はホテル抱えておりますので、その辺の関係で、時間帯によって、何ていうんですか、使う量が違ってくるといってもありまして、やっぱり一旦水をためて、そこから配水するという形を取らないと、なかなか直圧での配水についてはできないということで考えております。

あと、もう1つは、松島は広域水道、仙南・仙塩広域水道、大崎広域水道、あと二子屋浄水場からの取水というか、受水をしておりますけれども、そのバランスとかを考えると、

やっぱりその初原配水池も必要だということで、今回計画したという形になっております。

あと、配水池を造ることによって、広域水道との管理の割合、管理区分ですか、そちらのほうもはっきりするというので、やはり配水池は必要ということで、水道事業所のほうでは考えております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 要するに受水圧の調整上どうしても必要だと、こういうことなんだろうなと思います。その役割としては、初原の配水タンク、240トンですか、今のお話ですとね。そう言ったよね。（「そうです」の声あり）その量で済むわけですね。だから、考えると、これもね、覚書があったりしていろいろ面倒くさい話なんだと思うんですが、どちらが得か分かりませんが、広域水道2本必要なのかということなんですよね。大崎広域水道は切って、仙南・仙塩の1本に絞れば、今タンク自体は5,700トン受ける容量で造ってあるんでしょ、きっと。契約上は5,700トンですよ、松島は。それは、今ずっと減らして受水しているわけですから。だから、そういう意味でいうと、そういう操作をする必要性はないのかと、この考え方の上でね。ということもあるんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 赤間水道事業所長。

○水道事業所長（赤間春夫君） 広域水道からの受水につきましては、仙南・仙塩広域水道と大崎広域水道から受水しておりますけれども、仙南・仙塩広域水道については、主に松島海岸地区、磯崎地区のほうに配水をしているという形になっております。あと大崎広域水道のほうは、主に高城・手樽地区のほうに配水しているという形になりますけれども、どちらか1本にすればいいのではないかという形なんです、今の現状としては、どちらかをなくしてしまうと、町の中にうまく水が回らないということもありますので、その辺は2本のほうで考えていきたいというのが今の現状となっております。あとは、先般騒がれておりますダムの湧水等、そういった関係では、今、大崎系統のダムについては、水がもうほとんどない状態となってきたと。ただ、南のほうにあります仙南・仙塩の七ヶ宿ダムのほうは、まだまだ耐えられるという形になっておりまして、やはり2つから受水しているという利点もあるという形になりますので、その辺も検討していかなければならないと思いますけれども、今の段階では2か所からの受水という形で考えております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 水源の話出たからですけれどもね、大崎広域水道から受けることも、確かに、私は水源確保をね、多様な形でするのは大事なことだとは思っています。そういう意味からいくと、鳴瀬川の表流水ね、これを使っているわけですよ。残念ながら浄水場を更新するときにね、トン数減らしてしまったでしょう。残念だなと思っていたんです、実際のところはね。それ以外に、初原、桜渡戸の地下水の活用もできるわけですよ、本来は。ですから、そういう意味でいうと、広域水道が本当に必ずしも必要なのかという思いが、どうしてもするんですよ。どちらも契約水量が非常に大きいんですよ。という意味で、どちらかカットすることができるのであれば、これはむしろ自己水源を大切にしながら、1本に絞っていくという考え方があっていいのではないかと思うんですが、その辺はどうなんでしょう。

○議長（色川晴夫君） 赤間水道事業所長。

○水道事業所長（赤間春夫君） 広域水道からの契約水量につきましては、5年に1回は契約水量の更新になるという、契約がというか、変わるという形になりますので、今、令和6年から10年までという契約になっておりますが、今度の更新のときには、少しその辺は考えていきたいと思っておりますが、イノベーションヒルズ等とか、そういったものが、突然水が必要だとなったときには、受水をすっかり1個にしてしまったりとか、受水を下げたりしてしまうと、その対応もできなくなるということもありますので、今のところは、2か所からの、広域水道からの受水を考えているという形になっております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 受水量そのものがもう全然あれでしょう、減っているわけでしょう。大崎広域水道4,000トン、七ヶ宿が5,700トンですか。受水しようと思えばできるわけですよ。今これ制限かけてね。2,000トンだ3,000トンだって受水しているわけでしょう。だから、どれだけの水使う企業が来るか分かりませんが、当面あまり心配はないんじゃないですか。しかも松島の人口は減っていく見通しなんです、ずっと。そのときに、新たな施設を余分な形で造っておく必要があるのかどうかですね。やっぱりそういうものが出てくるのであれば、出てくることを見ながら更新していくという考え方にしておいたほうがいいのではないかと。イノベーション、言っちゃ悪いけれども、遅れるんでしょう、結局。何ていうんですか、供用開始するのはそれなりに計画どおりかもしれないけれども、道路やなんかの関係でいえば、完全形になるのはしばらくかかるんでしょう、結局ね。だとすれば、そうい

った流れを見て、施設更新も考えるということも必要なんではないかなという気がするんですよ。そういう意味でいうと、今、受水の計画、松島は条例上1万6,100トンですか、給水能力持っていることになっているんですよ。実際はもうないかもしれませんけれども。そういう中であって、やっぱりしっかりとした人口フレームに基づいて、今後の計画見通しを持つということが必要だと思うんです。だから今どうなんですかとお聞きしているんですけどもね。

片一方は、もう5,700トンも、言ってみれば、仙南・仙塩広域水道であれば、松島の今の日平均の水量は確保ほぼできる状態ですよ。それに吉田川があるんですから。そういう整理もしていくことが必要なんではないか、こう思うんです。もう1回お願いします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） うちの所長と今野議員のやり取り聞いていましたけれども、今野議員が言わんとすること、私も水道事業所には常に言っているんですよ。そういうふうに言っていて、これまでもここで何回か答弁しているかと思えますけれども、二子屋浄水場を造り替えるにしても、浄水場の規模がどうなのかというお話、これは私たちの前の首長さん方がやられたことですが、ただ、議会とすれば、それ相応に見合った形に、大きさにするべきじゃないかということで、たしか縮小された経緯があると思います。それから、左坂の配水池についても、こんなにでかいものを何するんだということで、縮小させていただいたのが現状で来ています。

それで、これからの見通しというものについても、この料金体系考えたときにどうなんだという議論は水道事業所とさせていただいて、当初は、前々の首長さんのときは、多分2万5,000人のどうのこうのできて、大崎、それから県南の広域水道に至って、今現状に来ていると思うんです。それを、なかなか5年に1回見直しするごとに下げてはきているんですけども、町が思うほど、向こうもやっぱり契約水量を買ってもらわないと維持できなくなるということもあるので、早々は減らされないと、こんな話合いの中でずっときているわけであります。

今回も料金を様々見直す場合に、今後の配水池の在り方とか、そういったものについて、負となるものについては全てやっぱり見直す必要があるだろうと。本当に必要なものをまず残す。そして、その容量の確認。配水池のですね。先ほども、例えば、桜渡戸1,300とか、松島海岸2,700というふうにお話しされましたけれども、こういったものに更新になれば、当然これのボリュームの大きさがどうなのかということは、当然見直す必要が出てきます。ただ、

今現在で、例えば1,300を1,000トンにしますとかということはなかなか言えませんけれども、どちらにしても縮小傾向にいくと。それは少子化でもあれ、それから、松島の観光業態の、ホテル等の数等についても、ピークのときから比べるとどうしても減っていると。そういったこともあって、様々なマイナス要素が出てくると思いますので、それは町に見合ったものにちゃんとしていきたいと、このように思います。

ただ、過去の経験から、東日本大震災なんかあったときに、松島は、たしかあのとき1週間かそこらで水道は復旧したと思うんですね。これは何で復旧したかという、沿岸部で松島だけが何で復旧したのかは、二子屋浄水場があったからだと思うんです。だから、やっぱりそういったときに、町民の方、また観光施設等々にいち早く水を供給できるという、1つはメリットもございますので、そういったところはしっかり考えながらやっていく必要も、過去の経験から今後も考えていく必要があると思いますので、今議員が指摘されていることについての、今残されているこれからの施設更新については、さっきは、例えば、初原の高架水槽云々はカットとかなんとかというお話が出たかと思いますが、それ以外に配水池の大きさ、それから、明神については2つを1つにしてコンパクトにしていこうとか、そういったものの考え、もし、今、実は昨日ですかね、大崎広域のほうから、節水ということで、各自治体に、関連する自治体には流れております。そうすると、松島も鳴瀬川から二子屋は通っている関係上、今から水位これだけ下がると、くみ取れないということになるかもしれない。そういう農業用水については、ある一定程度、もう米のほうについては水を必要としない時期に来ていますので、いいんですけれども、全体量が少ないということで、今そういう節水についての呼びかけというのが、もう始まっております。

先ほど、所長が、県南については70ぐらいだという話でありますけれども、いずれにしてもあまりいい状況じゃないと。そうなった場合に、松島町は、やっぱり断水はやっぱり避けていかなくちゃならない。これは一般の町民の方、それから観光施設等々を抱えている自治体、そういったことを考えれば、町として最大限そこは考えていく必要があると思いますので、様々な今野議員のお話もあった中で、今後きっちりと考えてやっていきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 値上げせざるを得ない状況だというのは、私さっきも最初から言ったように理解はするんです。ただね、やっぱり物価高騰が続いていますので、こうした状況の中で上げるのはいかなものかなと。これは全員協議会で私が発言したときに、一番最初に言

いました。そういう状況の中での値上げに私は反対ですよということは申し上げているんですが、その上でね、やっぱり値上げをどれだけ縮小するのかという意味では、今お話ししたような項目も含めて必要なのかなと、こう思っております。

やっぱり広域水道から入ってくる水の水圧の調整云々含めて、七ヶ宿の水は海岸のほうだとかと、こういうお話ありましたけれども、それはラインを新たに確保していくという状況の中でね、ある程度私は解決されていくんだろうなと思うんですよ。多分管がいろいろな形で老朽化しているんだとすれば、その老朽管の更新と一緒に、もしかするとそういったことも可能なのかなと、こう思っていますので、どちらが経費として安いのか分かりませんが、そういったことも含めて検討すべき課題としてあるんだろうなと。

それから、今、渇水の問題出ました。吉田川も枯れてしまうかもしれないと、こういうお話ありました。残念ながらというわけじゃないですが、いいことに、松島が吉田川から取水している場所というのはね、議長もご存じだと思いますけれども、小石浜にいた真山さんという方ね、この方があそこの場所をどうも指定したというふうに私は聞いているんです。非常にね、渇水に強い場所だと、このように私は聞いているんです。意外にね、河川の水量が減っても、取水が可能なところに、本当に当たりというかな、そういう場所だというふうに議員になった頃には聞いておりましたので、意外に心配するほどではないのかもしれないなんて、今思いながらお聞きをしたと。これは私のそういう思い出のお話ですけども。渇水のお話あったので、そんな話もさせていただきました。

お昼も過ぎて15分になろうかとしていますので、この辺で質問は終わりにしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 1つだけ訂正願いたいのは、吉田川じゃなくて、鳴瀬川から二子屋は取っているんで、川は並んでいますけれども、あれ全然上流違いますので。鳴瀬川の系統でそういうことが発令されたということでございます。

それから、今回、松島町がこういう水道のお金のことを今お話ししていますけれども、これは、大体、県内大方の自治体に全部当たってしまして、パーセントも、もうすごいパーセント上げなくちゃ駄目だということもあるし、年度もこれはばらばらですけども、どちらにしても老朽管の入替え等々で、とにかく金はかかってくるだろうということで、大方の市町村が、インターネットで調べてもらえば分かるんですけども、苦慮していると、値上げについては、こういう状況かと思えます。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 受水量の話と圧の話が出たんですけれども、イノベーションが完成した場合、イノベーションの場所ってすごい高い場所にあると思うんですけれども、今の配水池の状況で全てカバーできる状況なんですか。

○議長（色川晴夫君） 赤間水道事業所長。

○水道事業所長（赤間春夫君） 今の配水池の現状の部分では、カバーできる形になっておりません。

高さについては、高くなりますので、増圧ポンプ、圧力上げるポンプ等を整備しながら、その辺は考えていくという形になっております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤議員。

○11番（小澤陽子君） その圧力の上げるポンプというのは、結構高価なものなんですか。

○議長（色川晴夫君） 赤間水道事業所長。

○水道事業所長（赤間春夫君） 普通のポンプとは違いますので、少しお金は高価だとは思いますが。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 安心したので大丈夫です。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

反対の立場から発言を許します。今野 章議員。

○10番（今野 章君） 10番今野です。

議案第49号松島町水道事業給水条例及び松島町下水道条例の一部改正ということについて、反対ということで討論したいというふうに思います。

水道法の第1条には、この法律の目的で、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とすると、このように書いてあります。全くそのとおりでありまして、私たち町民にとりましては、水道はなくてはならない、命に関わる基礎的な社会インフラだと、このように認識をしているところでござい

す。

ところで、今回の水道料金の見直しにつきましては、人口減少による収益の減少、物価高騰、老朽化した施設の更新などを踏まえたものであり、このままでは値上げは避けられないということであると理解をしておりますが、私たち町民生活でも、賃金も年金も上がらず、実質目減りしているのが実情ではないかと思えます。この9月にも1,700品目を超える物品の値上がりがありました。今年1年で2万品目を超える値上げがあるとも言われております。米もこれまでの倍近い価格となっております。

また、本町では、去年は介護保険料が上がり、来年からは国民健康保険税が上がるのが今決まりました。そして、水道料金も上がります。医療保険には子育て支援金も上乘せをされることになるのではないかと思います。そして、その次は下水道料金も上がるようになりますと、町民の暮らしは、また財布は火の車にならざるを得ません。急激な水道料金の値上げで料金が払えず、給水停止などという事態は絶対にあってはならないことだと思います。

企業会計は独立採算性などと言われておりますが、こうした社会状況の中では、一般会計からの繰入れも政策的経費として行われてしかるべきではないかとも考えるところでございます。一般会計からの繰入れでの料金値上げの圧縮、または先延ばしが必要と考えるものであり、今回の条例改正に対して反対をするものであります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 水道管の老朽化対策、それから、水質保全、将来の持続可能な水道事業運営、そして、適切な料金設定による利用者への質の高いサービス提供が重要となっております。そのため、値上げをすることは致し方ないことだと思います。

しかし、そのための解決策というか、町民の方に対しての様々な水の使い方であったりとか、そのような、水道も大切なんですけれども、別な意味での水を確保というか、していただく政策も今後考えていく必要があると思えますが、これからの配水地などを造るに当たって、値上げが必要であるということで私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議案第49号松島町水道事業給水条例及び松島町下水道条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩に入ります。再開は13時20分にいたします。13時20分再開です。

午後0時21分 休 憩

午後1時20分 再 開

○議長（色川晴夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 議案第50号 令和7年度松島町一般会計補正予算（第3号）

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第50号令和7年度松島町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。3番櫻井靖議員。

○3番（櫻井 靖君） まず初めに、カーナビゲーションの受信料を補正するというふうなことでございますが、これはNHKが受信できるカーナビがあれば、その料金を払うというふうなことだと思うんですが、これずっと払い続けるとなると、なかなかの金額になるのかなと思っております。ですので、かえてカーナビゲーション自体を取り替えるとかというふうなことは考えられないのか、そこら辺をお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 今現在の状況で今回補正予算のほうは計上させていただいたんですが、議員今お話あったとおり、本来カーナビゲーションシステムでテレビを見る必要があるかどうかというところを、今後改善しなくちゃいけないというふうには思っております。

個々の例については、ほとんどリース車となっておりますので、当初リース契約を結んでいるものの中の公用車となります。今回の議案のほうが議決となった場合は、そういった変更の契約が今後できるかどうか、そういったところもちょっと検討しながら、今後につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） それは車に対してというふうなことで、カーナビゲーションの中で、その受信装置がついてなくなれば、その分は払わなくてよくなるということによろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） その認識でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） それでは、次更新された際には、ぜひともそういうふうなものを要望していただき、無駄な費用を抑えるような努力をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、小学校特別支援教育環境整備事業でございます。車椅子用昇降機を使う際、とても珍しいものだと思って、多分子供たちが寄ってくるのではないかなということが懸念されます。ですので、そういうときに突発的な事故がならないような防御策というふうなのが多分必要ではあるかなと思うんですけれども、そこら辺をどのように考えているかお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長兼課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 確かに、児童については、初めて見るものなので、興味が津々なのかと思うんですけれども、その辺はやはり指導を徹底しまして、初めのうちは教員のほうも最善の注意を払いながら、周囲に注意を払って運用していくと。児童にもその辺の指導を徹底していくような形で運用はしていきたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひそこら辺、結構いろいろ、本当に使うときは、それこそ本当だったらロープ張って、ここから出ないでみたいな感じくらいまでやらないと難しいところがあるかもしれませんが、ちょっとこの、操作する人以外もぜひついていただいて、子供たちの目配せをしながら昇降していただくようお願いしたいと思います。

それから、この収納場所ですね。ふだんどういうところに収納しておくのか。こちらのほうも、子供たち、もしかして興味を持って、勝手に乗ったりですとか、動かしたりというふうなことをして、万が一けがをしたというふうなことがないように、そこをお願いしたいんですが、ふだんの収納場所についてはどのようにお考えなのかお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） やはり今空いているスペース等で、なかなか生徒のほうに手が届かないようなところを配慮していきながら、いたずら防止も含めまして、対応は図っていきたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひともけがないように、そして、せっかくいいものですので、ほかの部分で事故が起こらないような工夫をしていただければと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

以上になります。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 私は、櫻井 靖議員とちよつかぶるところはあるんですけども、まずカーナビのテレビ受信料のところ、日本各地でいろいろと同じようなことあるので承知はしているんですが、福祉施設だったり学校が免除されているのに、公用車何で免除されないのかなというところも疑問はあるんですが、120万円という、水道のほうも合わせて、なかなかの金額であるので、防ぐことというのがやっぱり難しかったのかというところ、議案説明の中では、修正申請をして協議を進めているというお話だったんですが、減額交渉とかというのは難しいものなのかなというところ、2点お願いします。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） まず、これを認識している、認識する必要性があったとは理解はしているんですけども、カーナビにかかる、テレビ受信できる状況の公用車に、NHK受診がかかるという、そういったのがもう欠けていたんだろうなというふうには思います。いろいろな報道を見て、やはり我々の自治体もどうなんだろうと思ったのがやっぱりきっかけでして、毎年11月にNHKのほうに出す受信状況の調査票、それは個人と企業ではご存じのとおり異なっております、設置台数により何台、個人の場合1契約なんですけれども、その中にカーナビという欄も特にあるわけではなく、当たり前なんですよね。そういったところが、認識不足があったなというふうに、今思えば本当に認識しております。

また、今回の減額できるかどうかの交渉ということについては、いろんな自治体の中で、公用車につけているもののテレビ見ないでしょうというような発言をされている首長もいらっしゃいましたが、放送法第64条なんですけれども、テレビ受信が可能な状況である場合という前提がある限り、これは支払い義務があるだろうというところで、今回の補正予算に至っております。

ちなみに、今回の延滞金等のほうの加算はかかっておりません。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 分かりました。

2点目なんですけど、子育て支援事業費の施設型給付費580万円ですか、9ページ、事項別明細書のところで、町外の保育施設の利用児童数、施設数の増に伴う負担金の補正というところだったんですけど、これは町内の保育施設不足が原因とかなっていたりしないのかというところと、あと具体的な増加した数とかも分かれば、確認をさせてください。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） まず施設と人数につきましては、3施設の増で4人の増加になっております。

また、町内の施設の定員がどうこうという問題ではなく、今回の場合ですと、転入してきた方が、今年度、これまで使っていた施設に、同様に利用したいということで、今回の補正に至っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。不足が原因となっていないというのであれば安心でした。

また、先ほど櫻井 靖議員が言った車椅子利用のところのスロープですかね、これ見たところかなり大きいものだなと思って、安全面というところで今お聞きはしたんですけど、これどこの小学校なのかというところと、これ小学校、どこの小学校につけるかで単価が変わったり、何か工事が必要になったりとか、そういったところもあるのかなと思って、その辺をお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 小学校につきましては、最終的には10月の地区の支援会議のほうで決定するんですが、現在、第五小学校のほうで保護者の方とは調整を図っているところでございます。

ただ、こちらは設置するものではなくて、移動可能なものになるので、いずれの学校にでも設置費用等は発生しないということになります。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

ということは、五小学区のお子さんというところでいいのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 今回のお子様につきましては、第一小学校のお子様ではあるんですけども、施設の受入れの状況等を判断させていただきまして、区域外就学の要件に当てはめて、今回のほうは第五小学校で調整を図っているということになります。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

では、最後の1点、歳入の4ページの教育費寄附金のところですかね、個人からの寄附ということで、大変ありがたいことなんですけど、寄附者の方は教育施策に活用してほしいというところだったんですけど、もちろん具体的には決まっていないとは思いますが、現段階でどういったことへ活用していこうと考えているのか、方向性だけでもお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 今回の寄附につきましては、8月の初旬に寄附があったということで、その歳入のほうだけを今回は補正させていただきました。

お話しした際につきましては、松島の英語教育のほうに大変感銘を受けているという寄附者の方でもありますので、その辺も踏まえた施策というものを今後検討していきたいというふうには考えております。（「大丈夫です」の声あり）

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。2番米川修司議員。

○2番（米川修司君） 2番の米川です。

私も質疑が重なるところがあるんですけど、まず公用車のカーナビゲーションの受信料の件で、この受信料ですが、何年前まで遡るのか、何年前まで、何年分というその根拠もお知らせください。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 一般会計において、導入した公用車の時期がそれぞれ異なっておりまして、その前にあって、もう今なくなったというのは省かれております。それは確認取って省いております。一番長いので、令和元年からの5年8か月という車種がございます。あとは、最近のでは半年ぐらいのものもあります。それは去年導入したもので、半年と。というので、もろもろ導入年度が異なることによって、遡及年月日が違うというところで、今回予算計上している13台分というふうになっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 半年から5年8か月までということで、開きがありますけれども、いわゆる支払い債務の消滅時効というのがあると思うんですけれども、この5年8か月というのでも消滅時効を迎える前ということなんでしょうが、そのあたりどういう判断でしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土課長。

○財務課長（安土 哲君） 公債権等の消滅時効とこの受信料は、ちょっと異なるのかなという認識ではおりました。どこまで遡及できるのかというのをNHKのほうに確認した上で、今回の金額となっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） そういったところ、NHKとやり取りされたということで理解しました。

あと、先ほど菅野議員から、NHKとの交渉がどんなものかといった質疑がありましたけれども、私としては、公用車の大半がリース契約ということで、リース会社とのやり取りがなかったのか。というのも、リース契約の契約書の中に、このNHK受信料について記載がなかったと想像していますが、この受信料はリース会社が負担するという余地はなかったのか、そういうやり取りがあったのかお尋ねしたいんですけれども。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 私も班長のほうも、リース車なので、払う必要があるのかなという疑問にはやっぱりなりました。契約書を見たんですが、どちらが払うというような明文化もされていません。ということで、NHKのほうに確認しましたところ、これは見る方、使う方、使用者が、そこには払う義務が発生するというので、確認の上、今回の補正に至っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 事情がよく分かりました。

次です。あと、これも質疑がありましたけれども、車椅子利用の件で、そもそもこれまで車椅子利用の児童が、町内で入学希望がなかったかどうか、そういう素朴な疑問がありますけれども、そのあたりどうなんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 車椅子利用の方はこれまでもいらっしゃいましたが、その際は、体を支えたりして階段の昇降ができたのですが、今回は肢体不自由クラスということになっておりまして、そういったこともなかなか難しいということで、昇降機が必要な形になっております。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。先ほど一小学区に住んでいるけれども、五小に通学予定ということで、区域外通学の予定ということで、初めて知ったものですから、もしかしたら、これまで本当は学校内で車椅子を利用したいけれども、いろいろな事情があつて、松島以外の小学校に引っ越して、松島以外の小学校に通った子がもしかしたらいるんじゃないかという心配をしちゃったんですけども、そういうのはないんじゃないかと思います。

それで、すみません、それで、もう1つだけ、やはり1基設置するだけでも高額な費用がかかるということで、しかも一般財源で全額負担ということなんですけれども、他市町の事例とかも見たと思うんですが、やはりこれは一切補助なしで、ほかの市町も一般財源で手当という認識でいいんですかね。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 学校施設の安全関係の補助金というのがあるんですが、やはりそういったものの据付けだったりとかという形で、備品購入に対する補助というのは対象外になっております。据付け型の昇降機についても、車椅子の乗り降りですね、そのまま車椅子が乗れるような高額なものでなければ、補助の対象にならないという形になっております。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。

ちょっと確認というんですかね、2款1項15目にあります、いわゆる地上デジタル放送無線共聴施設管理費の中の工事請負費についてなんですが、説明はあったんだろうと思いますが、これ光ケーブルを行う工事をする、町が事業主体となってやらなければいけない工事なのかと、ふと何度か考えてみたんですけども、一般の部分ですと、光ケーブル会社がいろいろ措置してくれたりしているなど思ったので、その辺の確認ですけども、よろしくお願ひします。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） ご質問にお答えします。

まず第一に、今回電柱に光ケーブルをまず添架しているということは、我々が借りているということになりますので、基本的にそこに対しての工事というのは、まず我々が持つものであることというのが、まず1つでございます。

あともう1つ、ギャップフィラー施設というのが、今回のこの光ケーブルに必ずセットでくっついてくるものなのですが、こちらについては、難視聴地域が2か所ありまして、その地域を、要するに難視聴地域から救うために、ある程度補助とかをもらいながら設備を整備したという経緯がございますので、最終的には、町として、我々建設課のほうでは維持管理を行っておりますが、そういった形で、過去の経緯があつて今になっていきますので、我々のほうでこの部分は費用を負担するという形になっているものでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） ちょっと自分あまり記憶ないんですけども、自分が議員になる前の話なのか、何だか分かりませんが、この犬田地区外地上デジタルと、犬田地区の住民の皆様から、町に対して難視聴の関係の手が挙がった時期等はお知らせいただけますか。そして、これまでどれくらいの年数が経過しているんですかね。その辺も含めて、ちょっと教えていただけますか。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 難視聴地域の部分ですけども、我々どちらかというと施設のほうを維持管理するという形がメインになります。今、これ実はネットに、我々ホームページに載っている情報なんですけれども、平成23年のときに、そういった部分で、施設のほうを、こちらのほう設備をしたという形になっています。それ以降から我々のほうで運用。ですので、地区が、多分議員ご存じだと思います、初原のほうにもございますし、海岸のほうにもあるということで。そちらのほうを今我々やっていますので、一応我々知る範囲では、そこからやられているという形になると思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） そうしますと、私も初原に住んでいる関係もあつて、そういった点でのいろいろご相談も受けたりするからですけども、同時期に設置されているものというふうに理解していて、松島町の所有財産で電柱に添架していったと。あとは電柱が移設になったので、移設に伴って、今回切り替えるというふうな考え方だということに理解していると。

それでよろしいですか。

○議長（色川晴夫君） 岩渕課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） 基本的に我々のほうで設置をさせていただいて、それに添架させていただいたということですので、そのとおりでございます。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 私のほうは、1問だけ、ちょっと本当に簡単なあれですけども、この光ケーブルを撤去して新設するというので、この撤去したやつは廃棄処分になるんでしょうけれども、経験あるかどうか、初めてでしょうから、どうなるのか分かんないですけども、産廃か何かにやっぱり持っていくような形になるんでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 岩渕課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） ご質問にお答えしたいと思います。

今回使うケーブルというのは、特殊なケーブルでございます、外に光ケーブルを置く形になりますので、太い芯線の下に光ケーブルをはわせるという特殊なケーブルになります。こちらの処分につきましては、中にガラスが入っている、要するにケーブルの中に何条かのガラスが入っていますので、処分に関しましては、専門業者のほうに、廃棄処分ということで、そちらのほうをお願いする形で今想定しているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 高橋議員。

○8番（高橋幸彦君） そうすると、その廃棄料もかかるということでもよろしいんですね。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） もちろんその分も費用を見込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第50号令和7年度松島町一般会計補正予算（第3号）につきましては、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第51号 令和7年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議案第51号令和7年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野章議員。

○10番（今野 章君） 今回の特別会計補正予算、子ども・子育て支援事業補助金ということで、システム改修業務委託料ということで、132万円ですか、計上されているわけですが、どういったような改修がされるのか教えてください。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 今回のシステム改修につきましては、子ども・子育て支援金制度対応に伴うシステム改修となっております。令和8年度から、子ども・子育て支援金が各保険料に上乗せになる制度に対応するための税額の計算ですとか、そういったことをするためのシステム改修となっております。

ただ、国のほうでのシステム改修に関する使用状況が、まだ国保の場合は検討段階のものがあるということで、この後出てくる後期高齢者医療特別会計のほうのシステム改修費用とは若干差がある内容となっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） それで、子育て支援金、どのぐらいの加算になるんですか、これ。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 加入する保険によって大分差がありますが、全体を平均しますと、令和8年度の場合は250円ぐらいを想定されております。国民健康保険の加入者は、その平均が大体250円くらい、あと後期高齢者医療に加入の方は200円くらい、あとは社保、社保の中でも、協会けんぽですとか、共済組合ですとか、健保組合によって差があるんですけれ

ども、そちらのほうはちょっと高めの設定になっております。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） これ250円と200円ということなんですが、これは年額なんですか、月額なんですか。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 年額になります。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ございませんね。質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

原案に反対者の発言を許します。反対者、今野 章議員。

○10番（今野 章君） 議案第51号令和7年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）ということにおきまして、反対ということなんですが、説明にもありましたように、今回の補正予算の中には、システム改修ということでの予算補正がされているわけでありまして。今お聞きしたとおり、来年度からの各保険料に対して、子育て支援金、国民健康保険でいきますと250円の年額での負担増と、こういうことになるというお話でございました。国全体では3.6兆円の財源を確保すると、こういうことになっているわけでありまして。

子育て支援に係る財源を、このような社会保障費に押しつけるといいですかね、これって本当にこれでいいのかなというふうに私は思います。ということで、できれば、社会保障費で賄うということではなくて、国費によってきちんと保障されていくべきものではないかということなんです。

国保のときにも言いましたけれども、社会保障費なのか税なのか分かんない形で、極めて逆進性の高いところにね、こういう負担を、年額250円なら250円で押しつけてしまう。そうすると、結局低所得者が一番負担が重いと、こういうことになってしまいますので、こうしたやり方にはとても賛成できないので、このシステム改修についても一応反対をしておきたいと思っております。

終わります。

○議長（色川晴夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。賛成ありませんか。賛成の立場で、米川議員。

○2番（米川修司君） 議案第51号について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算ですけれども、確かに来年度から始まる子ども・子育て支援金制度に対応するということがありますけれども、この補正予算自体については、国保保険料の増額といった、そういった補正ではございませんし、あくまで来年度の制度改正、新しい制度に対応するための準備に係る補正ということであります。加えて、来年度に始まるこの支援金制度については、長年全国的に課題となっている少子化、それに伴って、子育て支援をこれまで以上に拡充しようという趣旨で来年度から始まると認識しておりますので、そういった来年度から始まる国の制度に、人口が減り続けると、この国民健康保険の制度自体も持続可能性が危うくなるという懸念もあるものですから、あくまで子育て支援を拡充すると、そういうことで、もっと全体的に考えると、総体的に考えると、この国民健康保険の制度自体も、これからも維持することに寄与するかと思っておりますので、そういった観点から、この議案第51号の賛成という立場で討論とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第51号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議案第51号令和7年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第52号 令和7年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第52号令和7年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。

今の国保会計の部分でもあれでしたんですけれども、後期高齢の部分でも、どちらも提案理由、双方並べて読み返して、勉強不足というか、世の動きがそうさせているのかなとは思いつつながら、あるいは政府の対応がそうさせているのかどうか分かりませんが、ちょっと

なぜに、前段で国保会計のときも質問しようかと思いましたが、後期高齢もこのタイミングで、あえて令和8年度から始まる子ども・子育て支援制度に対応するためということでの部分で、どのように国から案内・説明等を受けているのか、その辺だけちょっと聞かせていただけますか。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 子ども・子育て支援金制度につきましては、制度自体、保険料から、皆さんから頂くというのは、令和8年4月から始まるんですけども、これを財源とした事業というのは、もう昨年度から始まっておりまして、児童手当の拡充もこれらを財源として継続してやっていくような内容になっております。

令和8年4月からの上乗せするという形になっておりますので、今年度中の改修が必要ということで、時期を私たちが待っていたわけなんですけれども、国のほうのスケジュール等々の指示の下、今の段階ではここまでという形になっておりますので、そのスケジュールにのっとった内容になっています。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） これこそまさに福祉費関係で、消費税等を財源にしたものを充てるべきではないのかなんてことを、とっさにね、私だったら考えてしまったんですけども、そういった点での話というのは一向に出なくて、国保会計ですとか、後期高齢の会計ですとか、そういったところに充てる形での案内なんですかね。その辺の経緯というか、その辺の会計上の取扱いについての部分の説明というのは、どのようになされていたのかなというところを、ちょっと知りたいんですけどもね。何かいまいち理解に苦しんでいるんですけども。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） こちらの制度につきましては、国のほうで、国会のほうでよく吟味され、お話をされた上で成立した制度だと思っております、その上で、去年の児童手当、先ほども申しましたとおり児童手当の拡充などもスタートしているわけなんですけれども、それらの経過も、もちろん私たちも、国会での検討状況がこういう検討状況ですという経過は、もちろん確認はしております、注視しておりましたが、そうですね、国会で話し合われている内容以上の指示というか、そういうものは特にありません。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） どうしてもね、国民保険の加入者である私どもとか、あるいは75歳以上の後期高齢の先輩方の会計から、どうしても併せて徴収をするだとかね、そういった在り方

に何か疑問を感じてならないわけなんです。国会でどうのこうのというのもさることながら、自治体はその事務取扱等をもって対応するという以上は、もうちょっと説明が、納得いくような、町民の皆さんに説明できる内容のものが欲しいなと思って確認しているんですけども。今の担当課長さんのお話ですと、なかなか理解得られないんじゃないかなと思うんですけどもね。どんなものなんでしょうかね。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） そうですね。私たちとしましては、制度の説明をこれから、今後の条例、この件についての条例改正も今後控えておまして、12月になるのか3月になるのか、国からのこういう改正になりますというものがまだ示されておきませんので、本当は早く、今回、国保税改正も出させていただきますけれども、それと一緒にさせていただきますれば、もちろん一番よかったんだと私たちも思っています。ただ、今の段階でまだ示されているものがなくて、どういう改正が必要だと、どのような内容が必要だということが示されていない状況なので、現在に至っておりますけれども、その内容が示されましたら、もちろん町民の方には漏れなくきちっと説明できるように、広報等を通じて周知を図ってきたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） やっとそれに近い答えが出てきたかなと。やっぱり条例の改正とか、こういうのはワンセットじゃないかなと思って見ているわけですよ。そうすることによって、理解もそうですし、あえて私も反対の立場で座っている必要もないかなと思ったりもするんですけども、残念ながら、今までのね、ありようを見て、もうちょっと説明つくような部分で期待したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

原案に反対者の発言を許します。今野 章議員。

○10番（今野 章君） 今野でございます。

議案第52号ですか、松島町後期高齢者医療特別会計補正予算ということでございますが、これの反対の理由も、前議案の第51号と基本的には同じ考え方であります。

子育て支援ということについて、国のほうは3.6兆円の財源を確保しなければならないとい

うことで始まっている内容でありまして、その財源探しが結局この医療保険に関わって負担を求めると、こういう形になってしまっているところに、まず間違いが私はあるのではないかと思います。本来であれば、何か消費税という話もありましたけれども、消費税じゃなくて、消費税もあるのかもしれないけれども、国費、公費できちんと初めから見て、やるべき財源として計上されるのが筋ではないかと思います。ところがですよ、社会保障費はどんどん今減らしているわけです。そして、今後もOTC類似薬を含めて4兆円の社会保障を削減しようという話で国のほうはまとまっているわけですよ。そうやって社会保障費が減れば、私たち医療を必要とする人間にとっては、医療費が増大するわけです。医療費が増大すれば、保険料も増大する。そこに、さらにこうやって、さらなる子育て支援金などという負担を求めるということ自体が、私は間違いではないかと。

本来であれば、国がもっとしっかりした財政措置を取って対応すべきものを、この形で、高齢者を含めて負担を求めることに誤りがあると、こう言わざるを得ないと思っておりますので、ぜひ町長には、こういうやり方間違っているんじゃないかということ、今条例の話ありましたけれども、これから国からいろいろ指示が飛んでくるんでしょから、その際には、間違っているんじゃないかということをしっかり伝えてほしいなということをお願いして、反対いたします。

○議長（色川晴夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。米川修司議員。

○2番（米川修司君） 議案第52号について、賛成の立場から討論させていただきます。

前議案の賛成討論と一部重複しますが、まず前提としまして、この令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度に対応するための補正ということになります。ということで、まずこの後期高齢者医療の保険料の見直しという議案ではなくて、あくまで新しい制度に対応するための準備のための補正という、そういう認識であります。

あとは、先ほど言葉足らずだったと思いますが、もちろん子ども・子育て支援のために、国保、そして後期高齢者医療と、ここに財源を求めるということでありますけれども、何から何まで子ども・子育て関連で国保や後期高齢者に財源を求めているということではございませんし、これから、あと、保険料が上がるのが、高ければ駄目で低ければいいということでも、そういう議論でもないと思いますけれども、一見しますと、子ども・子育て支援の財源を、こういった国保会計、後期高齢者医療会計に求めていると見えますけれども、国保会計しかり、後期高齢者医療会計しかり、運営を支えているのは現役世代の負担というのがとても大きいところであります。ということは、子ども・子育て支援の負担できる現役世代

がこれからも減り続けると、後期高齢者医療自体の運営も危ういと懸念するところがございますので。確かに来年度だけ見ると、被保険者の負担増というふうに見えますけれども、長い目で、長期的なスパンで見ると、確かに負担増という、そういう段階は減るわけですが、将来的には後期高齢者医療の運営基盤というの、何とか持続可能になると思っておりますし、それがこの日本の子ども・子育て支援に関するそういう政策に寄与できれば、こういう新たな制度の導入というの、本当に広い視野に立てば有効的になるのではないかと感じておりますので、そういった観点からも、今回の補正予算の提案に理解を示すところでございます。

そういった理由によりまして、私はこの議案第52号に賛成するというので、賛成討論とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第52号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 賛成多数です。よって、議案第52号令和7年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第53号 令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第13、議案第53号令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第53号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第53号令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第54号 令和7年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第14、議案第54号令和7年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第54号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第54号令和7年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第55号 令和7年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第15、議案第55号令和7年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。ございません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第55号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第55号令和7年度松島町水道事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

-
- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第16 | 議案第56号 | 令和6年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 議案第57号 | 令和6年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 議案第58号 | 令和6年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 | 議案第59号 | 令和6年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第20 | 議案第60号 | 令和6年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第21 | 議案第61号 | 令和6年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第22 | 議案第62号 | 令和6年度松島町水道事業会計決算認定について |
| 日程第23 | 議案第63号 | 令和6年度松島町下水道事業会計決算認定について |

○議長（色川晴夫君） お諮りします。

日程第16、議案第56号から日程第23、議案第63号までは、令和6年度各種会計歳入歳出決算認定に関する議案であり、提案段階で一括議題とすることを決しております。よって関連がありますので、質疑についても一括で行いたいと思いますが、このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって質疑については一括で行うことに決定いたしました。

監査委員による決算審査の報告があります。

後藤良郎議員が決算審査報告のため席に移動いたします。暫時休憩いたします。

午後2時09分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（色川晴夫君） 会議を再開します。

日程第16、議案第56号から日程第23、議案第63号までは、既に提案説明が終わっております。

総括質疑に入る前に、監査委員より決算審査の報告を行います。

監査委員は報告をお願いします。どうぞお願いします。

○監査委員（丹野和男君） こんにちは。

代表監査委員の丹野和男です。

初めに、配付しております令和6年度松島町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書などについては、去る8月8日に町長宛てに提出いたしました。失礼と存じますが、ここでは意見書から抜粋して、要点のみの報告とさせていただきます。

1ページをお開き願います。

第1、審査の対象です。

令和6年度松島町一般会計歳入歳出決算、5つの令和6年度松島町特別会計歳入歳出決算、そして令和6年度松島町財産に関する調書、令和6年度松島町基金運用状況を審査の対象といたしました。

第2、審査の方法ですが、7月23日から8月6日まで、監査委員室にて行いました。決算審査は、松島町監査基準に従い、歳入、歳出、財産等に関し、それぞれ計数の正確性、収支との符合及び適法性等の観点から、令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係者からの説明、聴取等により実施いたしました。審査に当たっては、各決算書類の計数はそれぞれ一致しているか、前年度未収額が本年度に調定されているか、予算流用及び予備費の充当、不納欠損処理が適切に行われているかなどに着眼し行いました。

第3、審査の結果です。

審査に付された令和6年度一般会計・特別会計歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、それらの計数は証書類と符合して、正確であると認められました。

予算の執行についてです。

厳しい財政状況の下、「活力のあるまち・松島」の実現に向け、補正予算増額を含めた予算執行については、おおむね適正であると認められました。

次に、令和6年度の施政方針の実効性についてであります。

令和6年3月定例会における施政方針に盛り込まれた計画は、松島イノベーションヒルズの整備と企業誘致の促進、移住・定住促進の継続的取組、子育て支援、DX推進などを基軸としたものであります。

その実効性については、各事務事業の評価から、おおむね目標が達成されたものと認められました。

2ページです。

一般会計と特別会計を合わせて、総括といたしました。

(1) 決算規模及び(2) 予算の執行状況ですが、表1、表2のとおりとなっております。ただし、説明での金額については万円未満切捨てにて記載させていただきました。

本町の令和6年度の決算額は、一般会計において、歳入72億6,057万円、対前年度比0.17%の減少、歳出69億3,887万円、対前年度比0.99%の減少であり、特別会計では、歳入41億3,865万円、対前年度比0.97%の増加、歳出40億5,231万円、対前年度比1.28%の増加となりました。

一般会計及び特別会計の歳入歳出の決算額を合計しますと、歳入113億9,923万円で、前年度に比べ2,760万円増加、歳出は109億9,118万円で、前年度に比べ1,804万円減少となり、歳入歳出差引額は前年度に比べ4,564万円増加しました。

3ページに移ります。

(3) 町債です。

町債の発行額は、一般会計のみであり、3億1,225万円で、前年度に比べ1億7,529万円、率にして35.95%減少しました。

町債の償還額は、一般・特別会計合計額4億8,298万円で、前年度に比べ2,242万円、率にして4.44%減少しました。当年度末町債残高は47億5,935万円であり、前年度に比べ1億7,072万円減少しています。

4ページ、2、普通会計(1) 財政分析主要指標調べです。

町の財政力を示す財政力指数は前年度と同指数の0.45となりました。経常収支比率は95.3%となり、前年度から0.8%増加しました。実質公債費比率は7.6%となり、前年度から0.1%増加しました。地方債現在高は47億3,488万円となり、前年度から1億6,896万円減少しました。このほか義務的経費比率は36.3%で、前年度から0.5%増加、投資的経費比率は7.6%で、前年度から2.8%減少しました。一般会計財政調整基金の積立金は7億7,088万円であり、前年度より4億5,274万円減少しました。

5ページ、3、一般会計(1) 財政の概況です。

決算額は歳入72億6,057万円、歳出69億3,887万円であり、歳入歳出差引額は3億2,170万円となっております。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源1億2,273万円を差し引いた当年度実質収支額は1億9,897万円の黒字となっております。この実質収支額から財政調整基金への繰入額1億2,000万円を差し引いた7,897万円が令和7年度一般会計予算へ余剰繰越しされる見通しであります。また、単年度収支額は1,085万円の赤字となっております。

以下、(2)歳入①款別決算の状況、9ページからは②財源別決算の状況、11ページ、(3)歳出、12ページから①款別決算の状況、14ページから②性質別決算の状況と続きますが、これはお読みいただくことにしまして、16ページにまとめましたので、そちらをお開きいただきます。

(4)結びです。

令和6年度一般会計の決算審査の概要は前述のとおりであります。

なお、総括して意見を付せば、次のとおりであります。

①予算の執行についてです。

令和6年度は、前年度に比べ、歳入で1,223万円、歳出で6,923万円、それぞれ減少しております。当初から予定した事務事業はおおむね完了し、前年度から繰り越した事業については、根廻・初原線道路整備事業は協議に時間を要したため一部事故繰越となっておりますが、物価高騰対応重点支援給付金事業費(第二号)などは完了しております。

追加となった定額減税補足給付金事業、物価高騰対応重点支援地方創生事業、衆議院議員総選挙事務、児童手当等支給事務などにも適切に対応し、経常的事務が滞ることなく関係機関と連携し、迅速に住民サービスに努めておりました。

②歳入についてです。

税収の収納に当たっては、収納額及び収納率ともに前年度を上回っております。現年度課税分を優先した徴収の徹底、不納欠損処分の事務、差押えを含む滞納者への対応などは適正に行われており、一貫した業務が功を奏しているものと評価できるものであります。税外収入の徴収事務にも参考となるのではと思われまます。今後も相手方に配慮して、公正、公平の観点から、収入未済額の縮減に向けた努力を望みます。

一方、寄附金や町有地売払収入を見込み予算を計上したものの、見込みどおりとならなかった事例がありました。町の活性化のため大きな期待が寄せられており、さらなる創意工夫が望まれます。

③歳出についてです。

歳出に当たっては、予算の目内での流用、予備費の充用、実績見込みの把握による減額補正が適切に行われております。今後も財政が厳しい状況下にあつて、多額の不用額が生じないように、予算の正確な見積りと事業の早期執行に努め、限られた財源を有効に活用するよう望みます。

これからも、歳入面では、町内人口の自然減に伴う町税等の落ち込みが顕在化するものと見込まれます。歳出面では、公共施設の修繕、更新、維持管理費等の増大が見込まれます。それらの課題に対し、国等の支援を取り入れた事業手法を活用して、財政の健全化に努めるなど、安定した財政運営が求められており、創意工夫、事務事業効率化の継続が望まれます。

今後も町は、「活力あるまち・松島」の実現を目指し、なお一層、住民に寄り添った行政サービスを望みます。

以上、令和6年度松島町一般会計歳入歳出決算審査の報告といたします。

特別会計については、後藤監査委員より報告いたします。

○監査委員（後藤良郎君） それでは、特別会計について申し上げます。

概況です。

特別会計は、国民健康保険特別会計など5会計があり、特別会計全体の決算額は、歳入41億3,865万円、歳出40億5,231万円となっております。歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源はなく、差し引いた当年度実質収支額は8,634万円の黒字となっており、各会計で保有する基金積立てと翌年度への剰余繰越しとなっております。

決算収支を会計別に見ますと、実質収支額において4会計で黒字、1会計で差引きゼロ円となっております。

その下段のほうをお願いします。国民健康保険特別会計でございます。

決算の概要でございます。

歳入決算額は16億3,966万円で、前年度に比べ3,624万円、2.16%の減少となりました。国民健康保険税に係る決算額（収入済額）は2億67万円、不納欠損額は497万円、収入未済額は1,901万円となっております。なお、現年課税分の収納率は97.04%となり、前年度を0.57%上回っております。

歳出決算額は16億2,216万円で、前年度に比べ5,083万円、3.04%の減少となっております。

不用額は8,339万円で、予算現額比4.92%となり、その間の主なものは保険給付費6,829万円であります。実質収支額は1,750万円の黒字となっており、この実質収支額から同会計の財政調整基金への繰入額1,150万円が積立てされる見通しであります。なお、単年度収支額は1,459

万円の黒字となっております。

国民健康保険税の徴収状況等は、巻末資料27から28のとおりであります。

歳入歳出決算額の概況並びに歳入歳出款別決算表は、お目通しを願います。

最下段を読まさせていただきます。事業等の所見であります。

被保険者の年間平均世帯数は、1,840世帯、年間平均被保険者数は2,695人で、前年度に比べ48世帯131人の減少となっております。

保険給付費では、療養給付費が3,985件減少をいたしました。保健事業では、特定健康診査の受診率は前年度と比べ2.0%減少し、特定保健指導の動機付け支援の参加率は前年度比で8.0%増加をいたしました。データヘルス計画に基づく保健事業に引き続き取り組み、保険者として被保険者の健康意識を高めるとともに、医療費の適正化に努め、保険基盤制度運営の安定を図っていただきたい。

次に、19ページをご覧ください。

後期高齢者医療特別会計でございます。

決算の概要並びに歳入歳出決算額の概況、そして歳入歳出款別決算表は、お目通しをお願いします。

このページの最下段を読まさせていただきます。事業等の所見であります。

被保険者の当年度末の加入状況は、3,017人で、前年度に比べ57人の増加となりました。保険料の徴収率において、現年度分99.24%、滞納繰越し分24.04%となり、前年度に比べ、現年分は0.30%、滞納繰越し分は0.20%それぞれ減少しております。

今後、被保険者数が増加する見込みから、制度を運営する広域連合と、そして介護保険事業等が連携をしながら運営に努めていただきたいと、そう思います。

20ページをご覧ください。

介護保険特別会計でございます。

決算の概要並びに歳入歳出決算額の概況、そして歳入歳出款別決算表につきましては、お目通しを願います。

21ページをお願いいたします。

事業等の所見でございます。

当年度末における要介護等認定者実人数は991人で、前年度に比べ13人の減少となりました。介護保険の保険給付費が前年度に比べ9,836万円増加をしております。介護の支え手の減少と、そして超高齢化の中、介護予防支援を取り入れながら、高齢者の日常生活を支える地域包括

ケアシステムの取組を強化をし、一般会計の繰入れ及び介護保険財政調整基金の適正な運用を継続をしながら、引き続き介護保険基盤の安定に努めていただきたい。

次に、介護サービス事業特別会計でございます。

決算の概要並びに歳入歳出決算額の概況、そして歳入歳出款別決算表につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、22ページをお願いいたします。

観瀾亭等特別会計でございます。

決算の概要並びに歳入歳出決算額の概況、そして歳入歳出款別決算表につきましては、お目通しをお願いいたします。

このページの下をご覧ください。事業等の所見です。

当年度末の施設等の利用者は、観瀾亭、松島博物館の観覧者数4万2,480人、福浦橋、カフェベイランドの通行者数は41万3,514人となり、前年度に比べ、それぞれ5,725人、3万4,211人が増加をいたしました。

町や観光協会等で企画するイベントなど、安定的に誘客ができるよう、町内事業者の活性化と、国内外の観光客が安全で安心できる観光地の確保と、多様化する顧客ニーズの情報収集や地元資源を活用した取組など、地域をはじめとする商工会、観光協会等と連携して、情報発信等に努めていただきたい、そのように思います。

財産に関する調書につきましては、丹野代表監査委員より報告をお願いいたします。

○監査委員（丹野和男君） それでは、私のほうから財産に関する調書について、審査結果を報告いたします。

23ページをお開き願います。

令和6年度における財産の決算年度中増減高及び決算年度末現在高について申し上げます。

まず、（1）土地及び建物についてです。

決算年度末現在高の土地は332万124平方メートルであり、前年度末に比べ6,598平方メートルが増加しています。これは主に、上竹谷地区避難施設の用地取得及び宮城県事業の磯崎漁港修築工事の公有水面埋立てによる土地の増加であります。なお、供用の廃止により、集会施設の土地723平方メートル及び学校施設の建物330平方メートルが用途替えとなっております。

（2）有価証券についてです。

決算年度末現在高は243万円であり、増減は皆無でした。

24ページ、(3) 出資による権利についてです。

決算年度末現在高は5,129万円であり、増減は皆無でした。

物品についてです。

決算年度末現在高は23台であり、貨物自動車1台が減少しています。

25ページ、(5) 債権についてです。

決算年度末現在高は3,438万円であり、前年度末現在高から276万円減少しました。

(6) 基金についてです。

表25のとおり、基金全体の決算年度末現在高は32億4,437万円となっております。

積立基金の決算年度末現在高は29億8,640万円で、前年度に比べ4億3,379万円減少しました。

なお、出納整理期間中に取り崩した一般会計財政調整基金400万円及び出納整理期間中に積立てしたふるさと納税基金9,149万円は、決算年度中増減額には含まれておりません。

運用基金については、巻末資料以降の令和6年度松島町基金運用状況審査意見書にて報告します。

令和6年度松島町基金運用状況審査意見です。

1ページをお開きいただきます。

第1、審査の対象ですが、令和6年度の土地開発及び育英事業の2基金です。

第2、審査の方法ですが、従前の審査と同様に行いました。

第3、審査の結果です。

審査に付された令和6年度の各基金の関係諸帳簿の計数は正確であり、それぞれの基金の設置目的に従って運用されているものと認められました。

以上が資金運用状況の審査報告です。

松島町水道事業会計決算審査及び松島町下水道事業会計決算審査については、後藤監査委員より報告いたします。

○監査委員（後藤良郎君） 松島町水道事業会計決算審査の報告をいたしますので、恐れ入ります、令和6年度松島町水道事業会計決算審査意見書をご準備願います。

1ページをお開き願います。

第1、審査の対象、第2、審査の方法は、お目通しを願います。

第3、審査の結果であります。

審査に付された決算及び同附属書類は、いずれも関係法令に準拠して調製をされ、それらの計数は正確であり、経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められま

した。

2ページの事業の概要から、7ページ、10ページにわたります経営分析までは、お目通しを願います。

11ページをお開き願います。

審査の所見でございます。

令和6年度松島町水道事業会計決算審査における所見は以下のとおりであります。

1、財政の状況について。

貸借対照表は、事業開始以来の全ての資産・負債及び資本の状況が総括的に示されております。資産合計と負債資本合計がそれぞれ56億9,856万円と一致しております。財務比率に関する分析においては、おおむね安定した経営となっております。

2、令和6年度の水道事業経営について。

平成29年3月に策定をした水道事業経営戦略に基づき事業を実施しており、令和6年度は、おおむね計画どおり配水管布設替工事及び配水管布設替実施設計業務並びに繰越した水道施設整備基本計画策定業務を完成しております。

国道346号配水管移設工事については、次年度への繰越しとなっております。

3、水道事業経営の今後について。

今後は、施設の老朽化に伴う更新需要が継続するとともに、急速な人口減少による水需要の減少から料金収入の減収等、経営環境は厳しさを増していくことが予想され、事業環境は厳しいものと予想されます。

次期水道事業経営戦略の策定に当たっては、施設更新の平準化や施設の適正規模の検討を行い、今後も経営収支が安定をし、低廉で安全な水道供給が図られることを望みます。

4、未収金について。

水道料金の未納者に対し、適切な給水の停止を実施するなどの収納対策がなされております。収納業務委託業者と連携を密にしながら未納者への督促を行うなどの取組の結果、未収金は昨年度と比較し317万9,820円の増となりましたが、比較的高い収入率となっております。これからも水道利用者の実態を見極めながら継続した対応を望みます。

次に、松島町下水道事業会計決算の審査の報告をいたしますので、恐れ入ります、令和6年度松島町下水道事業会計決算審査意見書をご準備願います。

1ページをお開き願います。

審査の対象並びに審査の方法については、お目通しをお願いします。

第3、審査の結果でございます。

審査に付された決算及び同附属書類は、いずれも関係法令に準拠して調整をされ、それらの計数は正確であり、経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められました。

2ページにおける決算の概要より7ページにわたります経営分析については、お目通しを願います。

9ページをお開き願います。

審査の所見でございます。

令和6年度松島町下水道事業会計決算審査における所見は次のとおりであります。

1、財政の状況について。

貸借対照表は、事業開始以来の全ての資産・負債及び資本の状況が総括的に示されております。資産合計と負債資本合計が149億3,832万円と一致しておりました。財務比率に関する分析等においても、おおむね安定した経営となっております。

2、令和6年度の下水道事業経営について。

平成29年3月に策定した公共下水道事業経営戦略に基づき事業を実施しております。令和6年度は、ストックマネジメント計画策定等業務委託4件、未整備地域の下水道布設等工事8件を実施しております。

3、下水道事業経営の今後について。

平成3年に供用開始した本町の下水道事業は、施設利用率は48.4%で、全国平均よりも1.9%低い。

今後は、管渠及びポンプ場施設の老朽化による更新需要が増すことが予想されております。さらに、急速な人口減少による汚水処理費（水需要）の減少から、料金収入の減収等、経営環境はさらに厳しさを増していくことが予想されます。

当事業の財源を見ますと、企業債と一般会計からの繰入金への依存が高い。今後も資金計画に留意するとともに、公営企業としての経営の合理化に取り組み、効率的な運営を期待するものでございます。

次に、松島町健全化判断比率及び資金不足比率の審査については、丹野代表監査委員より報告がございました。

○監査委員（丹野和男君） それでは、私のほうから、令和6年度決算に基づく松島町の健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について報告いたします。

審査意見書、3枚目1ページをお開き願います。

令和6年度決算に基づく健全化審査意見です。

1、審査の概要ですが、今回の審査は、提出された健全化判断比率に関し、算定基礎となる事項を記載した書類との照合及び説明聴取等の方法により実施しました。

2、審査は7月28日に実施いたしました。

3、審査の結果。

(1) 総合意見です。

審査に付された健全化比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

(2) 個別意見です。

①実質赤字比率は、一般会計等実質収支額が黒字であり、早期健全化基準の15%を下回っています。

②連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字であり、早期健全化基準の20%を下回っています。

③実質公債費比率は7.6%となり、前年度比で0.1%上昇しましたが、早期健全化基準の25%を下回っています。

④将来負担比率は、将来負担額に充当する財源等が下回ったため、6.7%となりましたが、早期健全化基準の350%を下回っています。

(3) 是正改善を要する事項はありませんでした。

次ページをお開き願います。

令和6年度決算に基づく資金不足比率審査意見です。

1、審査の概要ですが、今回の審査は、提出された各会計の資金不足比率に関し、算定基礎となる事項を記載した書類との照合及び説明聴取等の方法により実施しました。

審査は7月28日に実施しました。

3、審査の結果。

(1) 総合意見です。

審査に付された水道事業、下水道事業、観瀾亭等特別の各会計の不足比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき、正確に算定されているものと認められました。

(2) 個別意見です。

水道事業、下水道事業、観瀾亭等特別の各会計の資金不足は生じておらず、資金不足比率は

算定されないため、経営健全化基準の20%下回っております。

(3) 是正改善を要する事項はありませんでした。

以上、令和6年度松島町の一般会計・特別会計歳入歳出決算、財産に関する調書、基金運用状況、水道事業会計決算、下水道事業会計決算、決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査の報告といたします。

○議長（色川晴夫君） 大変ご苦労さまでございました。

監査委員の決算審査報告が終わりました。

ここで暫時休憩に入ります。入りたいと思います。

午後2時54分 休 憩

午後2時55分 再 開

○議長（色川晴夫君） それでは、再開いたします。

これから暫時休憩に入りたいと思いますけれども、15時10分まで休憩入りたいと思います。その後、総括質疑に入りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

午後2時56分 休 憩

午後3時10分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

総括質疑に入る前に、議案第51号松島町国民健康保険特別会計補正予算につきましての答弁について、誤りがありましたので、それを相澤町民福祉課長から訂正の正しい答弁を伺いたいと思います。相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 申し訳ございません。国民健康保険特別会計の補正予算の際に、今野議員からご質問ありました、子ども・子育て支援金に関する金額は月額なのか年額なのかというご質問をいただきました。その際、私、年額と答えてしまったんですが、資料を改めて確認したところ月額となっておりますので、訂正させていただきます。

今後制度をしっかりと理解しまして、条例改正などの際にはしっかりと答えられるようにしていきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（色川晴夫君） よろしいですね。

それでは、令和6年度各種会計歳入歳出決算認定の総括質疑に入ります。

質問者は質問席に登壇の上、質問願います。質問者、1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 1番菅野でございます。一般質問に続いて、総括のほうでもトップバッターで質問させていただきたいと思います。

まず1点目、先ほどの監査の意見書の中でもありましたが、経常収支比率が令和5年度94.5%から95.3%と0.8ポイント上がりました。単純に経常的な経費以外の弾力性のあるお金が、令和5年の2億3,300万円から令和6年には2億円と、1年で3,000万円も減ってしまったと。比率も5%を切っているという状況でございます。この部分に関しては、難しいというのは分かるんですが、経常収支比率を下げる努力をしていかなければならないのかなと思いました。この経常収支比率が上がったことに対する見解と、どのように比率を下げた弾力性のある財源、つまり自由に使えるお金、未来への投資という、使える金額をどうやって確保していくのかというところを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず経常収支比率、これはないと駄目だというお金ですけども、何でそんなに上がったのかというと、こまかく分析すればいっぱいあるかもしれませんが、大綱的には人件費だと思います。人件費等が令和6年度は国のほうの政策もあって、結構上がっておりますので、それらについて経費が上がっていると。それから、人件費のほかに扶助費、公債費、こういうふうに毎年支出されるものがあります。トータルしてそういったものが多くなってきたということでもあります。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 人件費であったり、扶助費、公債費というところに関しては、なかなか減らすというのは難しいとは思いますが、これを比率を下げたって、ある程度この自由に使えるお金を確保していかなければいけないと。その辺の確保をどうやってお考えなのかというところを、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） これは歳入の話で、出るものは減っていきますので、だんだん増えていくんだらうなというところを踏まえながら、じゃあ歳入はどうなるかということでもあります。そういう中で、1つの例として、議会の中でも皆さんにご意見を伺っている使用料の問題とか、あと、税収的にはちょっと横ばいだらうと、固定資産税、その他、いろいろなかなか伸びるところがないかなと。そういう面で考えると、使用料とか、そういう面に一番最初に行くかもしれません。

あと、もう1つは歳出面でどう削減できるか、これはもともと投資的経費というのは、なか

なかもうほんの僅かなところなんですけれども、かかる経費はもう横ばいでいってあげれば
いいかなと思う中で、歳入をどう確保するかということであれば、税率を上げるという
のは大変難しいので、そういう、極端に言うと、手短なところと言ったらですけども、直
接反映するところにやっていきたいと思うのと、あと、もう1つは、維持管理経費で、改修
とかいろいろありますね。それは、そういうのをなるべく年次計画でもってスライドできる
ように、そういう面での歳出を、逆に言えば抑えていかなくちやいけないので、改修も必要
なんですけれども、それは少しでも長く延ばせるような歳出の工夫もしながらやっていかな
くちやいけないのかなというふうに考えております。

これから教育委員会関係のタブレットとか、LEDとか、様々な面が出てきますので、そう
いう面も、歳入と歳出をうまく合わせながら、経常収支は少し抑える感じでいかないといけ
ないのかなというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） それに関して、難しいとは思いますが、ぜひその辺に注力していつて
いただければと思います。

収入を増やすといった部分で、ふるさと納税なんかだと、職員の皆さんの頑張りがあって増
えているというところで、すばらしいなというところは感じました。企業版に関してはもう
ちょっと増えてほしいなというところもあるんですが、細かいところは審査というところで、
1点だけ、クラウドファンディング型導入の検討状況だけ確認させてもらっていいでしょ
うか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） クラウドファンディング、税収が増収する上での話としては、テーマ
ですが、ちょっと出ることはあります。でも、具体的に、じゃあどの分についてクラウドフ
ァンディングかけるかという話、そこまではまだ行っておりません。議員の皆さんから、こ
ういうので、提案みたいなお話で、そういうのも検討したらばというお話も、今回の議会で
いただいております。今後は、そういうクラウドファンディング、どの事業に充てるかとい
う、充てられるかというのいろいろ検討はしなくちやいけないんですけども、そういう
ことも考えの1つとして取り組んでいかなきゃならない。

それから、ふるさと納税の中で、今度また新しく北小泉のほうで少し新たなふるさと納税に
係る返礼品というのもやって、なかなか好評でもあります。そういう意味で、逆にふるさと
納税、あるいは企業版ふるさと納税、それを併せて、いろいろと中で検討、模索、いろいろ

策を練っていければなというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） いろいろとやっていただいているところは承知しております。我々の委員会のほうの調査報告書でも、クラウドファンディング、ぜひ検討していただければというところではありますので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

あと、続いて、お金関係、つながりで、財務調整基金が前年の12億円から7億6,000万円に、令和7年度の予算の段階では5億5,000万円となっていた状況ですが、標準財政規模の10%か20%が適正と言われているので、松島の標準財政規模から考えると、適正なのかなというところではあるんですが、しかし、災害、今いろいろな災害が各地域で起きています中で、発生した場合に、もしかして耐えられないんじゃないかなという、不安にもなるわけですが、この基金残高はどのように受け止めているのかというところも、お聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） この財政調整基金から見て、令和6年度の予算編成するときに7億6,000万円ぐらいあって、さっきの監査委員の報告もありましたけれども。そして、今現在、令和6年度が終わって決算をちょっと見ると、財調がどのぐらいなっているかという、6億9,000万円ぐらいです。7億円切っております。最終的に1億円ぐらい減ったかなと。この大きな要因の1つに、震災のときの交付金で、ちょっと大口で、ちょっとお返しをする支出をした経緯があるので、1億円減ったかなと。そうした中でも、財調1億円で済んだ、収まったということは、我々職員が、逆に見ると、歳出についていろいろ配慮していただいた。これは、課長等連絡会議共々、予算編成とか補正でも、口酸っぱく中身をちゃんと見なさいよと。そうした中で、これぐらいで済んだのかなという、ひとつ我々も思っております。

あと、今言われた、財調がどれぐらいあるのがいいのかと。いろいろな本でね、人口ベースの何%とか、財調の予算の何%とかとありますけれども、大体今の災害その他いろいろなことを考えていって財政運営すると、予算編成するときに、最低10億円は今必要かなというふうに見ています。そうした中で、今7億円弱ですので、やっぱりここは厳しいかなと。ですから、ここを令和7年、7年も組みました。8年、9年と、この3か年ぐらいは少し厳しい財政の中で、先ほど言いました歳入のこと、様々な面を検討しながら、いろいろな面を見て、この財調というのをですね。道具は多ければいいんですけども、やっぱり最低限10億円を今目指して、目指すというか、その辺をベースにひとつ考えていければなというふうに思っ

ております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。10億円にちょっと足りないというところで、先ほどの経常収支比率の話もありますが、厳しいというのは承知しましたので、その辺を乗り越えていけるように、我々も含めて頑張っていければなというところでございます。

続いて、決算認定の提案理由の中に記載があったんですが、空き家バンクについてなんですけれども、不動産取引関連の協会と協定を締結して、効果的な事業の運営を実施し、空き家の流通促進が図られたとのことですね。空き家バンクでの年間契約数が12件とあるんですが、協定を結んだのが8月21日となっていましたので、これ結ぶ前と結んだ後の変化だったりとか、具体的にどういう形で促進が図られたのかというところ、数値で違いがあれば、明確にあればその辺も教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 協定を結んだ後にすごく件数伸びたとかというのは、今現在ではまだないんですが、売買の前とか、それから後とかで、いろいろ協会の方にも指導していただいたりしたことによって、トラブルとかそういうのが未然に防げて進んでいるというような状況の報告を受けております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

これ、ちなみにさらに促進を図っていく必要があると思うんですが、どのように展開していくとか、考えがあれば、ちょっと簡単にいいのでお願いします。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 宅建の方とか、行政書士の方を入れて、去年、休日の日に、町民の方、町外の方も大丈夫なんです、そのような相談会、一応開催しまして、2回ほど開催したんですが、おのおの6名前後の方が相談に見えていただいて、そこから空き家バンク登録につながったケースもありましたので、ちょっと今年もまずはその相談会を念頭に、あと何か機会があれば、ちょっとそういうのにもトライしてみたいなというふうには考えておるところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。期待しておりますので。

続いて、空き家バンクも住むところの確保というところで、今イノベーションヒルズへの企業誘致などを進めていただいていると思います。私も個人的に期待しております。企業が来てくれて、そこから企業で働く人が松島で住んでいただくというのがベストだと思っております。その際の受入先というところか、住むところが必要になってくるわけですが、そういった意味を込めて、多分空き家の流通促進を図っているとは思いますが、住むところを確保するという意味では、空き家の流通促進と並行して、マンション建設とかいう方法もあると思うんですが、そのマンションの誘致など、今回、令和6年度のところで行っていたのか、行ったけれどももうまくいかなかったのか、また現在進行中なのかとか、マンション誘致とかはどうなんだろうと思って、その辺の状況をお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） マンション建設について、そういったことはなかったのかということでございますけれども、ありません。というのは、なぜかという、高さの問題があって、10メートルというふうに、GLから10メートルで抑えなさいよということになると、大体3階建てがいいところかなと。そうなってくると、部屋の数と面積とあれで、何か採算が合わないのじゃないのかなということもあって、松島町は利府町のように、マンションというのは、私が首長になってから1回も聞いたことはありません。

ただ、ホテル等もいろいろ苦慮してね、いろいろなものをかいくぐって、以前ですよ、大分以前ですけども、一の坊さんとかそういったところは、2階を1階にしちゃって、スロープつけちゃってね。パレス松洲もそうですけれども。そんなふうな、いろいろ工夫されたことあるかもしれませんけれども。じゃあ今そういったことが通じるかという、なかなか難しいのではないかなというふうに思っています。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

規制がいろいろというところなんですが、例えば、愛宕駅周辺だったり、品井沼駅周辺とかというところだと、高さの制限がないのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） マンションやアパートなどを総じて、法的には共同住宅ということで、場所によっては、まだ地区計画とか、そのようなきちんと手だてをした上でという条件、先ほど町長言った高さの条件、いろいろな条件は出てくるかとは思いますが、結論

から言いますと、そういう条件を整えば、可能ということもあり得るかと思えます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） その条件を整えて誘致するとかというお考えは今ないのか、どこかの地域に絞ってとかと、もしあれば簡単にでいいので教えてください。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 過去の話でよければ、結果的には駄目だったけれども、品井沼駅前の人Aさんの、昔、米倉庫で使っていた土地がございましたけれども、JAさんの当時の担当の支店長等には、ぜひあそこでアパート経営をやってほしいと。個別住宅じゃなかなか採算合わないと思うので、アパート建てて賃貸でやってくれるようなことを、JAそのものが主体となってできないのかということは、当時の支店長といろいろ話し合っただけ、それも支店長も本気になって、いろいろ本部のほうとかけ合っていた経過はあります。結ばなかったんですけれどもね。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

総括と違うんですが、1個だけ、ごめんなさい、私の勉強不足で教えてほしかったんですが、高さ制限というのは、景観のとかではなくて、町内全域で、例えば、海岸から離れた愛宕駅前だったり、品井沼駅前でも、その高さ制限というのは、やっぱりあるものなのかだけ、ごめんなさい、教えてほしかったです。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 松島町の高さ制限、文化庁の規制があつて、高さ制限の適用になります。それだけでなく、容積だったり、景観、様々な面で。ただ、文化庁、高さ制限もありますけれども、場所によってはいろいろプラスアルファもあるという、マイナスもある。いろいろな面で、松島町、高さとかそういう面で制限かかりますので、そういう面でなかなか苦慮しているのが現状。

昔は、先ほど町長言いましたけれども、セザールもいろいろ策、皆さん、そういう面で高さをクリアするために、皆さん努力しているというようなところでは。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。勉強不足ですみませんでした。

続いて、定住促進事業補助金のところ、以前は1,000万円超える予算で、年間数十件の申請、移住があったと思います。令和6年度から予算が減って、申請受付もすぐに予算の上限に達してしまうという状況だとお聞きしています。ホームページ見ると、令和7年度、もう受付終了となっている状況でございます。

補助金を活用して維持を誘うというのは、ほかの自治体でもやっていて、ばらまき政策にもちょっと見えるんですが、移住・定住促進ガイドブックの中でもセールスポイントとうたっているとおり、松島は土地代が安いので、コスパを考えると、ほかの近隣市町に負けない魅力的な政策になっていたなとは思っておったんですが、6年度から予算を下げたわけですが、決算が終わってどのように感じているのかというところを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これは、先ほど一番最初に、議員がどのように予算を立てているんだというときに、苦しい中でも予算項目を立てて、項目をまず残そうと。ですから、移住なら移住に関する予算は、最低限度これぐらいはまず当初予算で組むと。これは継続がありますので。あとは、この経過を、申込みの状況等によって補正を組もうかなというのが、私の考えてやっけていまして、担当のほうからも、主要成果説明書の22ページのほうに記載されていると思いますけれども、松島町定住促進事業補助金だったり、それから新婚世帯、これは別の項目を使いましたけれども、そういったもので、できるだけ町内に住む方を増やそうということについては、令和6年度も7年度も同じ内容で考えて取り組んでいることは確かです。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

私も考えは一緒だったので、ただ、予算が厳しいんだなというところはあってですね。ただ、受付終了とすぐになってしまうと、ちょっと寂しいなとは思ったんですが。

この受付終了になるのにどれくらいの期間、例えば、令和6年度は何月に受付終了になったのか、もし7年度も分かっていたら、どれくらいで受付終了となっちゃうのかなと思って、その辺も教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） すみません、令和7年度なんですけど、4月の上旬で受付は終わったという状況でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） やっぱりせっかくいいなと思っているものが、いいからなんでしょうけれども、4月の上旬に終了してしまうと、ちょっと何かできないのかなというところで。そうすると、私もあんまりいいアイデアは思い浮かばないんですが、ふるさと納税等を活用してとかというところになってくるのかなと思いますので、ぜひその辺も何か考えていただくとありがたいなというところがございます。

続いて、職場環境についてですが、人間ドック、健康診断ストレスチェックなどで職員の健康維持を図るなど、職場環境の改善に努めていると私も思います。少子高齢化が進むことを考えると、今後もさらに働きやすい職場環境づくりを進めていかなければならないと思います。

その中で、名取、多賀城では窓口受付時間の見直しだったり、利府では時差出勤の試行導入などがされていますが、当町でも取り入れるべきなんじゃないかなと思うんですが、その辺に関して、どのようにお考えなのかお聞きしたかったです。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 確かに、うちの町での衛生委員会の中でも、例えば開庁時間ですとか、そういった意見というのはいただいています、昨年度あたりからその辺を少し調べてはいたんですが、やっぱり長年役場は、8時半から5時15分までは、間違いなく窓口はやっているというのが長く定着はしているものの、一方で、よく考えてみますと、8時半から5時15分までの勤務時間で、窓口も同じ時間というのも、考えてみれば、ちょっとやや矛盾するところもあるかなというふうに思いますので、それらの状況も、県内の状況、他市町村の状況も踏まえて、行く行くはやっぱりそういった方向も可能かなというふうには、ちょっと考えておりますので、今年度以降、来庁状況なども確認しながら、あとはコンビニ交付とかで、やっぱり利用者の率も結構上がってきているというふうに認識していますので、その辺も考えれば、やっぱりそういった対応というのは、今後、職場環境の改善としては必要だというふうに考えています。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

そうですね、私もこの受付時間の見直しのニュースで見たときに、8時半から受付開始なのに、8時半にやっぱり出勤というのは難しいだろうなと思ったので、その辺もちょっと変えられるんじゃないかなと思いました。さらなる職員の働き方改革、業務改革のスピードを上げ

て、ぜひ検討していただけたらというところだったので、結果的に町民満足度向上につながるようお願いできればと思います。

あと、職場環境という部分で、もう1点、以前の議会で、ハラスメントの事例の報告なんかもあったわけですが、その後、町としてハラスメントをゼロにしていくためにどんなことを行っているのかというところ、再発防止のためにどんなことを注力しているのかというところ、様々な今ハラスメントがありますが、それらの発生を完璧に防げているのかというところを、ちょっと確認をさせてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 各課のほうから、今ハラスメント防止推進員ということで、管理職、非管理職が交ざっていますけれども、その中で、いろいろな国とか、いろいろな事例をもう1回確認をし合って、各課のほうに情報共有してくださいということで、周知を図っています。

また、あと前回もちょっと話したかもしれませんが、今、動画でも、自分の見たい時間にいろいろな研修を見れるような仕組みを持っていますので、そこでも確認していただくように周知していますので、意識は以前より確実に高くなったのかなというふうには思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

ちなみに、意識として、その後はそういった問題は発生していないという認識でいいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 発生、なかなかちょっと難しいですけどもね、個人的な感情の人間関係の間ですから。今病気で休む病休というのは、休職とはまたちょっと別ですけども、大体4人ぐらい、4人から5人かな、現時点でいますが、大体適応障害という形での診断がなされたり、あとは高ストレスみたいな感じでの診断で来ますから、そういった意味では、全くなくなっていないとは言えませんので、必ず職場の人間関係だけではないんですけれども、その辺の数字を踏まえて、今後もそこはしっかり対応していきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ぜひその辺はよろしくお願いします。休職になっていないといっても、

4名の方がというところであれば、その辺も意識してですね。私もメンタルの不調に陥った方の復職支援というのをやっているわけなんですけど、メンタルの不調だったり休職するという方は、様々な原因があります。もちろん上司だけのパワハラだけというわけではなくてですね。職場での。ただ、多く言えるのは、職場でのハラスメントが原因で、仕事に行くのがつらいという状態になってしまうというのが、休職する前の前段階として必ずありますので。休職ではないというと、休職になってしまうと、戻るのが物すごい大変なので、表に数字として表れないので、組織だったり会社とかだと見逃しがちになっちゃいますので、その段階でいかに周りが気づくかということが、適切なフォローをしてというところで、それ以上にメンタル不調を防ぐということができるとですね。なので、休職はしていないけれども、何らかの形で休みがちになっているというところが、今4名ほどいらっしゃるというところではあったので、その辺も早めに気づく、周りが気づくというのが大事でして、多分加害者側の方も、多分思っていないとか、ハラスメントしようと思っているわけではないんですが、その人の受け取り方という。

今日のニュースでもあったんですが、我々議員でも、職員の方に何か話すときに、相手がそう思ってしまうとハラスメントになってしまうという。意図せず加害者になってしまいますので。もちろん被害者を生み出さないというところもそうなんですけど、加害者を生み出さないというところにつながりますので。その辺は、例えば見回りだったりとか、周りから見たときに、何かちょっと様子がおかしいなというとき、相談窓口というのは、内部もちろんあるんですが、外部の相談窓口というものも用意したほうがいいんじゃないかなとか思ったりはするんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 以前にも申し上げたと思いますが、外部も、ただ、どうしても事前に予約をして行かなければいけないというのはあるんですが、共済組合の制度とかでも直接連絡をしていただいて、相談できる仕組みはありますので、その辺も周知はさせていただいています。

ただ、現時点では、町が例えば委託みたいな形で直接というのは、今そこまではちょっと考えてはいません。なるだけそういった仕組みを使っていただくように、あとは周知をしていきますし、あとは毎年ストレスチェックの診断、今も期間中なんですけれども、やっていただいた後に保健師さんとかそういった専門の職の方に面談できるような仕組みも持っていますので、そういったものを使っていただきながら、対応していければと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） やっぱり同じ職場内でだと、相談しにくいというのは、私もあると思いますので、ぜひ、今これ以上は言いませんが、そういった委託の相談窓口とか、相談しやすい環境というのを、ぜひつくっていただければと思います。

続いて、職員のところで、障害者雇用率、これは私も毎年言っているんですが、現在5名を雇用していて、達成はしているというところは、もちろんお聞きしていますし、数字上も把握はしているんですが、令和8年からまた法定雇用率が3%上がるという。上がったとしても達成しているというのはもちろん分かっています。ただ、それって小数点以下切捨てになるので、切り捨てた上で達成しているというところなので。やっぱり切捨てで考えるのではなくて、本当の意味で考えるともう1名雇用しておく必要があるんじゃないかなとは思いますが、その辺の障害者雇用というところだけ確認させてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 毎年度、障害者についても、採用の募集を行ってしまして、ただ、ここ近年はなかなか応募していただけないという状況が続いています。今年度、今の段階では応募の方はおりますけれども、最終的に採用できるかどうかというのは、またちょっと今後になりますが、できるだけ採用できるその機会はちょっと増やしていきたいなというふうに思いますので、努力します。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） よろしくお願ひします。

続いて、道路環境維持についてというところなんですが、除草などはやっていたいているというのは、もちろん分かります。ただ、この猛暑が原因なのかちょっと分からないんですが、雑草の勢いがもうすごいなと思ってですね。地域の皆さんの協力を仰いだとしても、人口減と高齢化で対応が難しくなっていると。議会報告会でお伺いしたほとんどの地区からそういうお話をいただきました。

一生懸命対応していただいたり、やっていたいているというのは本当に理解しているんですが、しかし今現在追っついていないのかなというところを感じております。このままだと数年後にはパンクしてしまうんじゃないかなというところを危惧しておりまして、抜本的な対策が必要なんじゃないかなと思ったんですが、この辺の見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） ご質問にお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、除草に関しては、地区と協力しながら、我々としては進めさせていただいております。

令和6年あたりから、実は区のほうも、機械を使うということをやはり念頭に置くようになりまして、我々のほうで持っておりますハンマーモアであるとか、そういったものは貸出しがやはり多くなってきております。本年度につきましても、特定の地区から講習会をやってくれということで、そちらの使い方の講習会をすとか、なるべく機械を使った形で省力化に我々としては努めてまいりたいと思います。あわせて、やっぱり1回使いますと、こんなに早かったんだということで、やはり驚く方が多いようでして、今までの肩がけとか、背負いでやっていたのが何だったんだという話をおっしゃっている事例もございますので、我々としましては、やはり機械を有効に、我々持っていますので、有効に使っていただくように、そういった機会を増やしていきたいと。それによって、省力化することによって、できる限り区のほうにもご迷惑がかからないように、対応を取ってまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

そうですね、しっかりやっただけというのとは分かりますし、地区の皆さんも頑張っている、やっただけというのとは分かるんですが、このままだとちょっと心配だなと思ったので。そういった、秋になって、好評を得ているのであれば、こういったものありますという周知なんかをもっとしていただければいいのかなと思いました。

続いて、私、議員になる前からこの議会の動画配信はしたほうが良いなどは思っていたんですが、議員になってから4年、いまだにその考えは変わっていないんですが、いまだに配信されていないというところ、いろいろな事情があるとは思いますが、どんな検討をしてきたのか、それを受けて現在はどのような状況なのかというところだけ確認をさせてください。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） この動画配信については、議会でいろいろな議員の皆さんからお話があり、そして、なおかつ議事堂の今後の在り方についても、議員の皆さんからいろいろなお話、その中の項目の中で、議事堂の配信もお話ありました。そうした中で、昨日、正副議長さん等々とその辺の1つの考え方を一応出させていただきました。その中で、同時配信をす

る機器はそのまま使えました。新たに環境を整備したときに機器は使えます。そういう設備関係は整えたいと思います。ただ、動画配信するかどうか、また、その機器を使って業務委託を新たにして契約をして配信をしていくと。同時配信なのか、時間差配信なのか、様々な課題もあります。これらについては、設備環境は、そういう機器的なものはそろえていきたいと思っています。

そういうことで、昨日、正副議長とかにお話をさせていただきまして、いかがでしょうかというご相談ですけれども、そういうことをさせていただきましたので、今後その辺のほうが固まってきて、配信についてもどういふふうに関後考えていくか、同時配信、時間差と様々な考えはあるかと思ひますけれども、その辺を今後詰めさせていただければなというふうに関思っています。

そういうことで、1つの全体の議場というか、庁舎というか、そういう中で考えさせていただいてあります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

庁舎と一緒にというところは、もちろん分かるんですが、今の状態でもそこまでコスト的なところもかからないのかなと思ったりしているんですが、このまま今の段階で配信するとか、アーカイブだけでどこか残すとかというのは、今のお考えはないのかどうかだけでも確認させてください。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） これは先ほどもお話ししましたけれども、この辺の環境整備と一緒に設備も変えますので、そうした中で一緒に動画配信、そういったのを考えていければなと。考えてというか、議会の皆様と相談してどうするかというのを、さっき言いました同時配信、時間差をつけるか、その辺も含めて協議させていただければと。

ただ、今の感じで同時配信するにしても、新たなものになるか、ちょっとその辺までは細かくは調査していませんが、今度考えている設備関係、音響その他のものについてはそれに対応できるものを考えて、一応提案させていただいてありますので、その辺の中で検討させていただければと思ひます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。ぜひ進めていただければと思ひます。

すみません、30分で終わらせるつもりだったんですが、最後に1個だけ。これは総括で言わなくてもいいんじゃないかと言われそうなんです、決算認定の提案理由の中に記載されていきましたので。アトレ・るまつりで女子プロレスを実施して観戦に多くの来場者があったと書いてありまして、私、初代タイガーマスクがきっかけで格闘技が大好きなので。特にプロレスとボクシングが大好きなんです、提案理由にわざわざ記載ということで、今後も実施していくのかなとか、女子プロレスだけではなく、男性のプロレス、ボクシングなども開催してほしいと思うんですが、その辺の考えを最後に聞かせて、終わりたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） うれしい発言ですが、多分一過性だと思いますので、申し訳ないですけども。あと、アトレ・るまつりの中の実行委員の方々も含めて、今のような意見があったということを伝えて、検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。教育長がしゃべりたそうな顔していたので、最後触れてよかったと思います。

以上で私の総括質疑を終わります。ありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員の総括質疑が終わりました。

ここでお諮りします。

総括質疑継続中ですが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 総括質疑は明日5日に延会したいと思います。これにご異議ございませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） それでは、ご異議なしと認めます。

以上をもって本日の会議を閉じ、延会といたします。

再開は、明日9月5日午前10時です。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後3時48分 延 会